

企業の取組について

JFEスチール(株)安全衛生部部長
日本経団連 産業保健問題WG座長
高橋 信雄

1. はじめに

2. 企業の取組

3. いま求められること～肝炎対策の普及・啓発にあたって

4. おわりに

以上



♪おはよう！けんぽれん♪



B型肝炎やC型肝炎は、
ウイルスに感染していても、
自覚症状がないことが多いのです。



けれども感染したまま放置しておくと、
肝硬変や肝臓がんへと
進行することがあります。



ウイルス感染の心当たりがなくても、
健診のときや保健所で、
ウイルス検査を受けることをお勧めします。

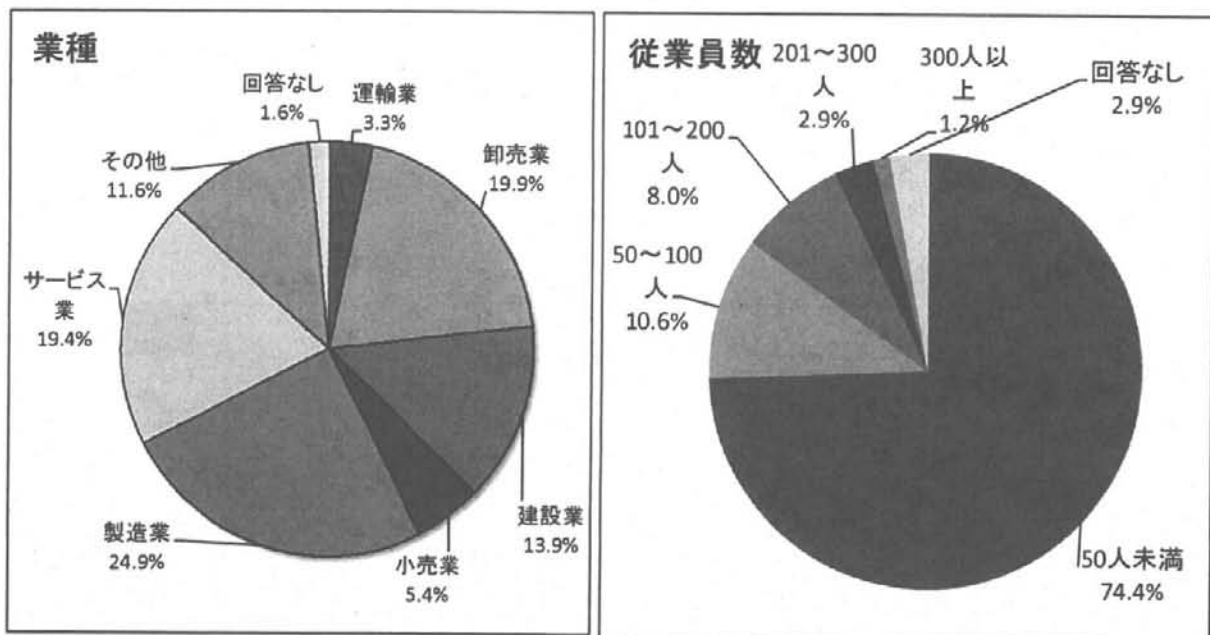


早期発見して治療を早く始めるほど、
治療効果は高くなるということです。

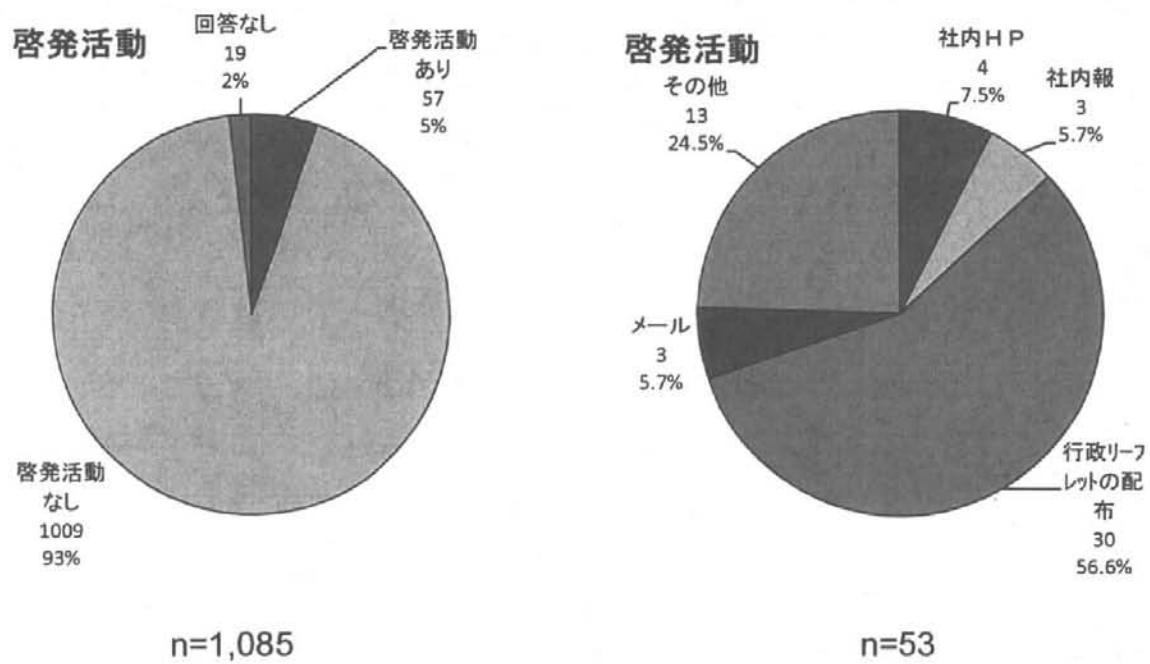
ウイルス性肝炎治療のための 病気休暇等に関するアンケート

武蔵野赤十字病院 副院長兼消化器科部長 泉並木

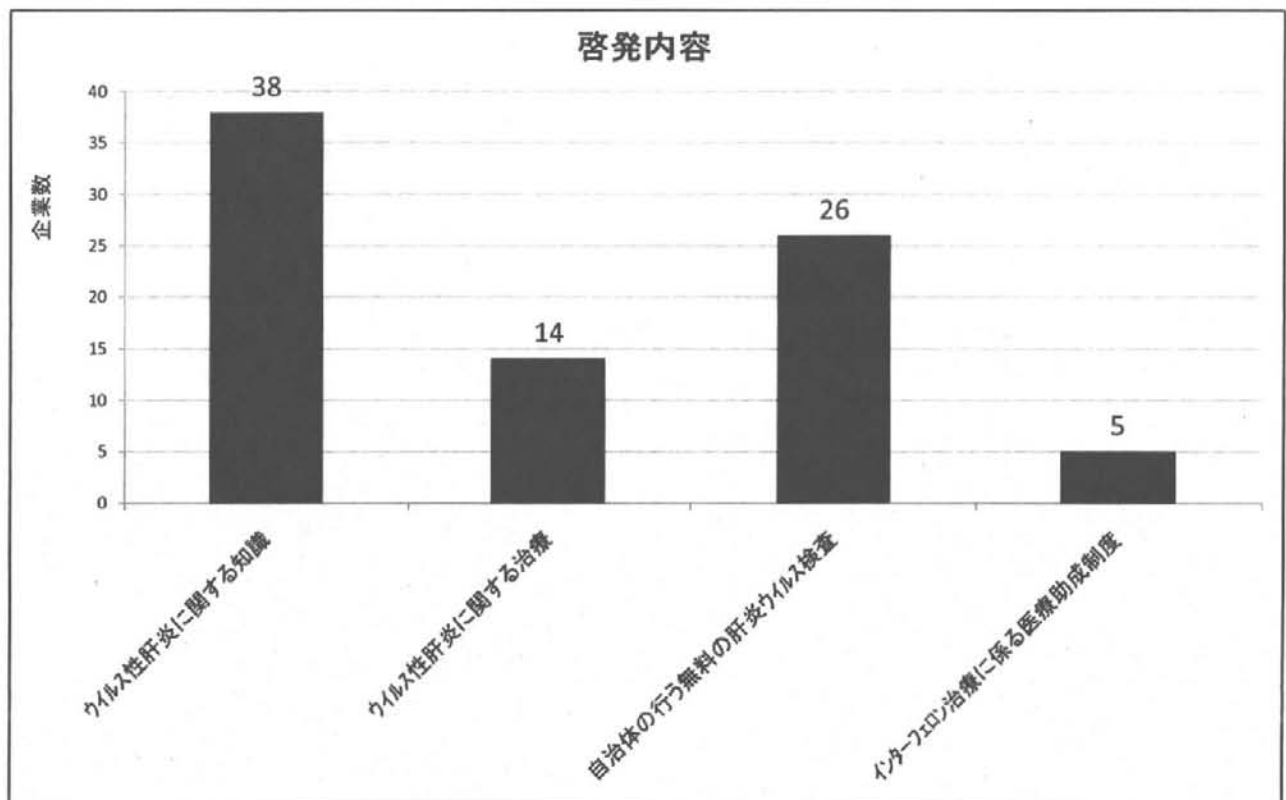
アンケート調査 回答企業数=1085



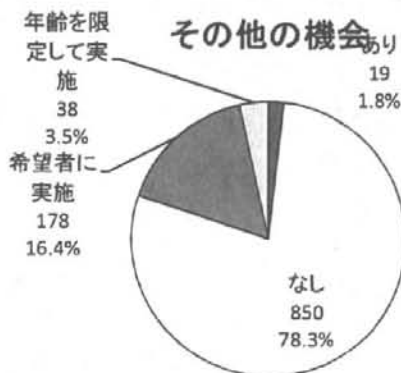
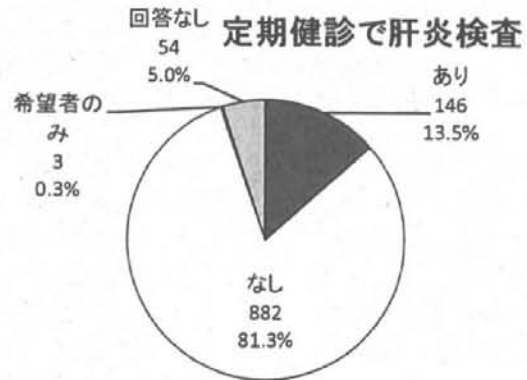
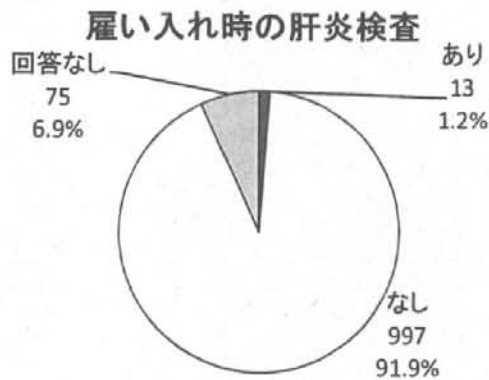
A. ウイルス性肝炎の早期発見のための取り組み 社内での肝炎に関する啓発活動の有無



A. ウイルス性肝炎の早期発見のための取り組み 社内での肝炎に関する啓発活動内容

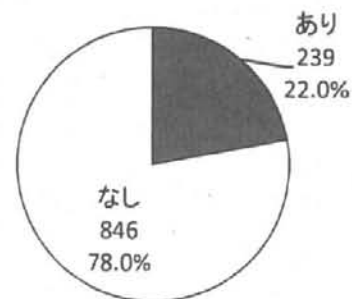


A. ウイルス性肝炎の早期発見のための取り組み 肝炎ウイルス検査の機会の確保



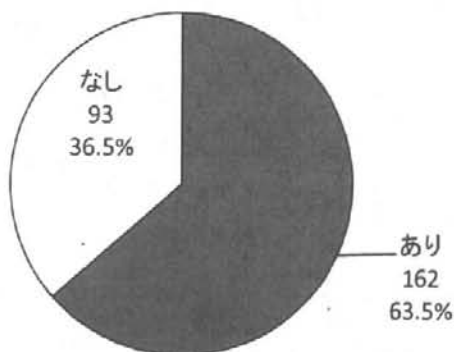
n=1,085

肝炎検査の機会 合計



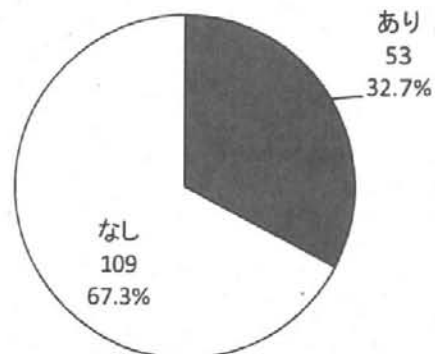
A. ウイルス性肝炎の早期発見のための取り組み 検査後のフォローアップ

医療機関への受診の勧奨



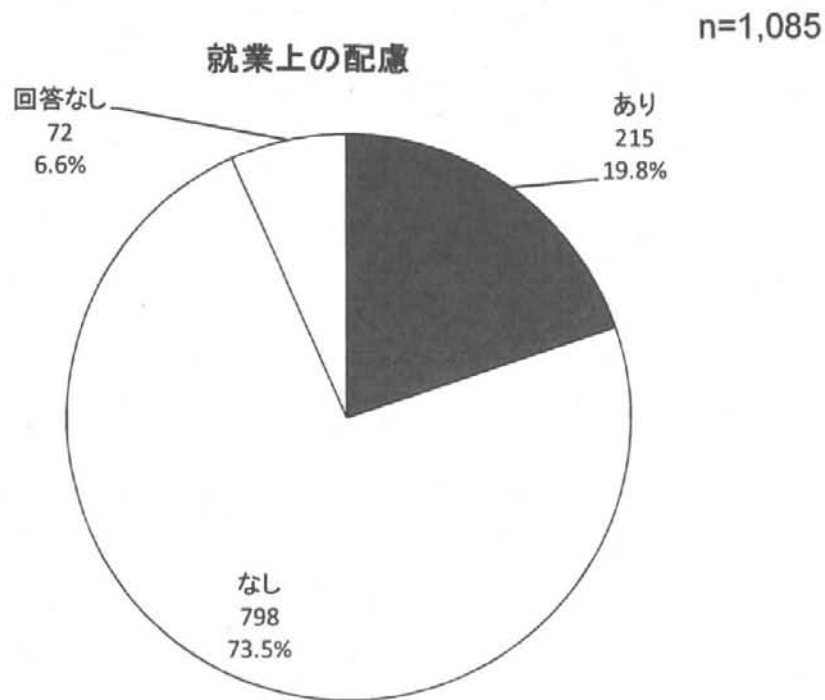
n=255

勧奨後の受診有無の確認

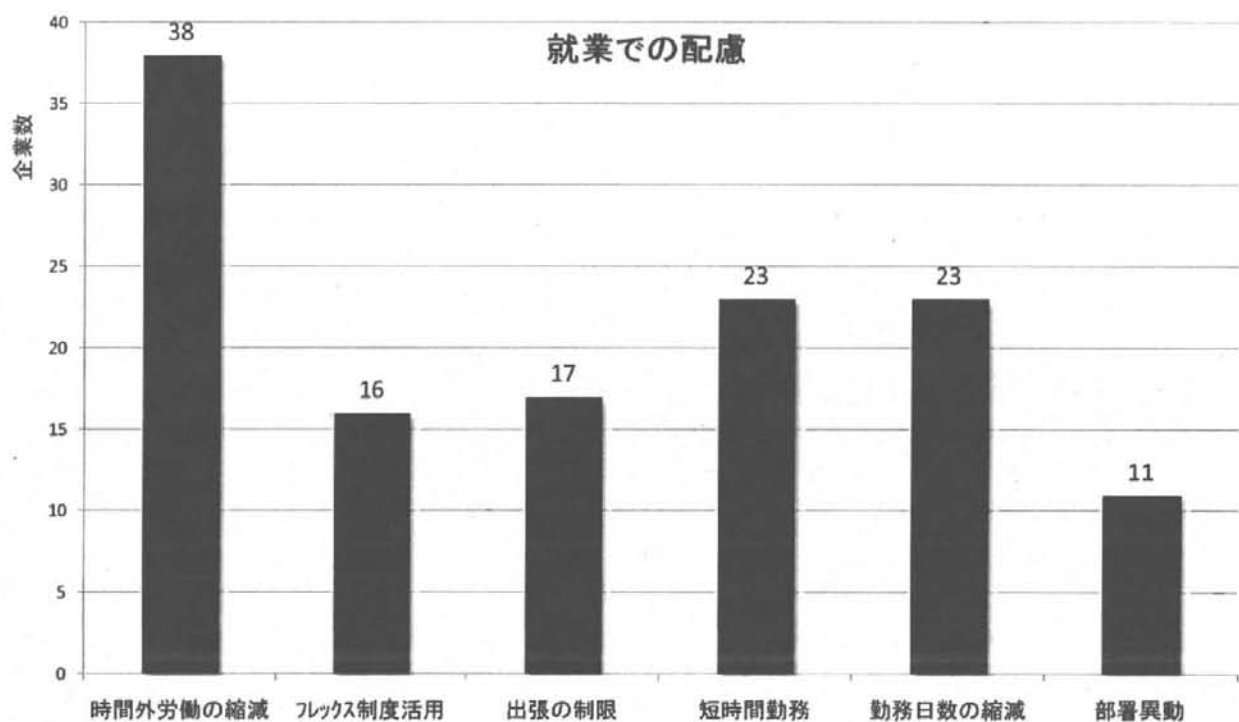


n=162

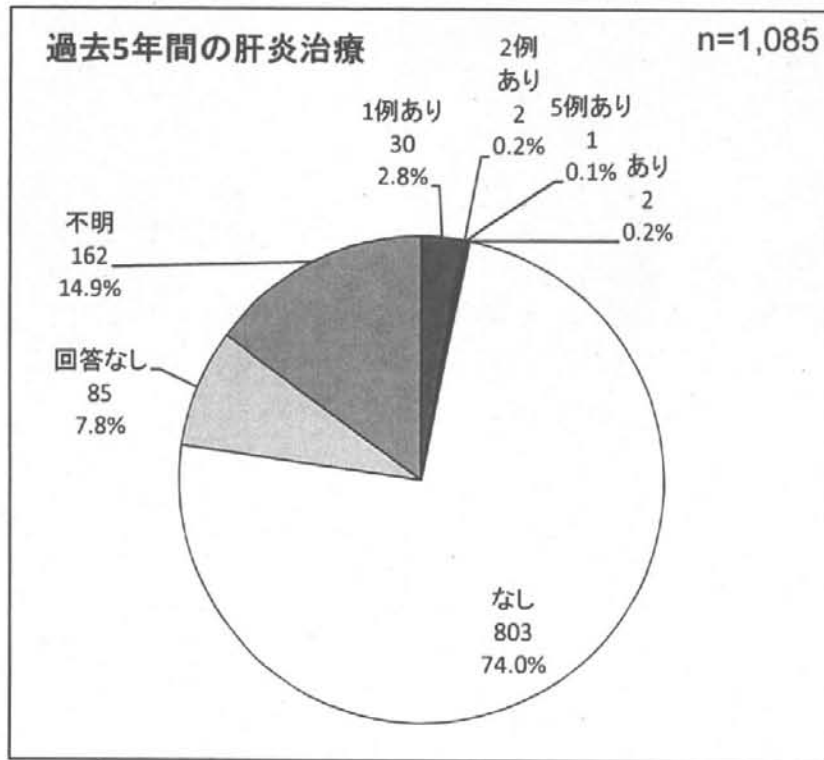
B. 肝炎治療促進のための取り組み等 治療が必要な従業員への就業上の配慮



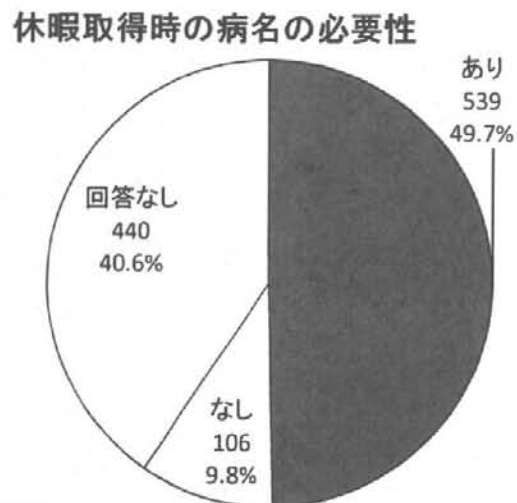
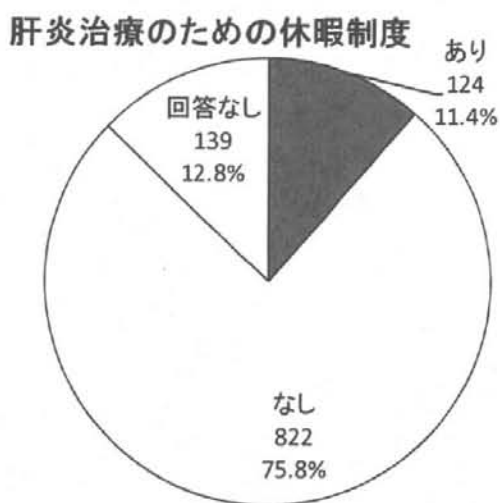
B. 肝炎治療促進のための取り組み等 治療が必要な従業員への就業上での配慮内容



B. 肝炎治療促進のための取り組み等
過去5年間の肝炎治療を行った労働者の例数



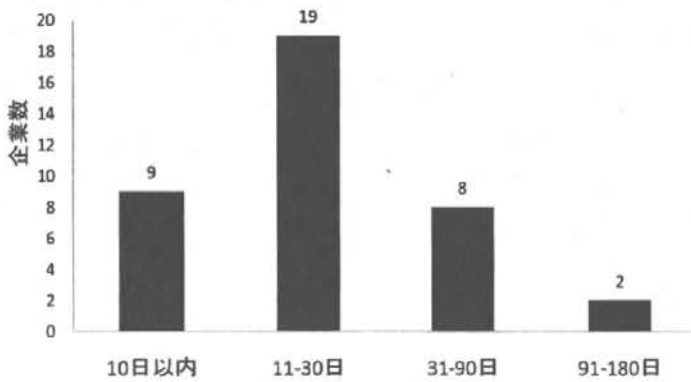
B. 肝炎治療促進のための取り組み等
治療のための休暇



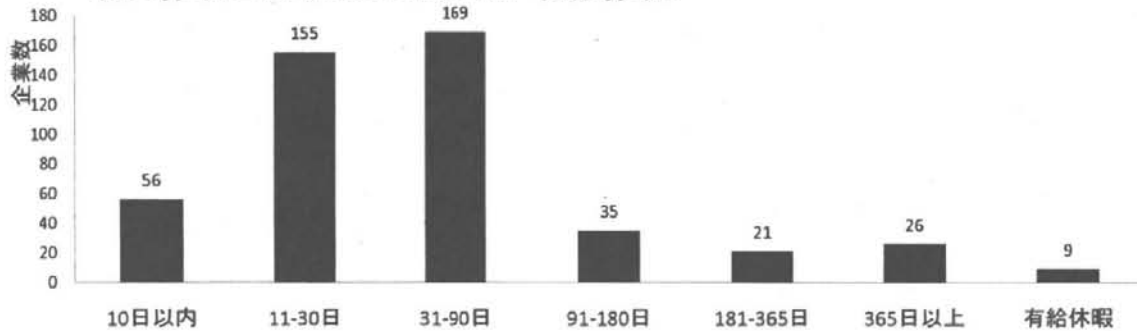
n=1,085

B. 肝炎治療促進のための取り組み等 肝炎の治療を受ける際の休暇制度

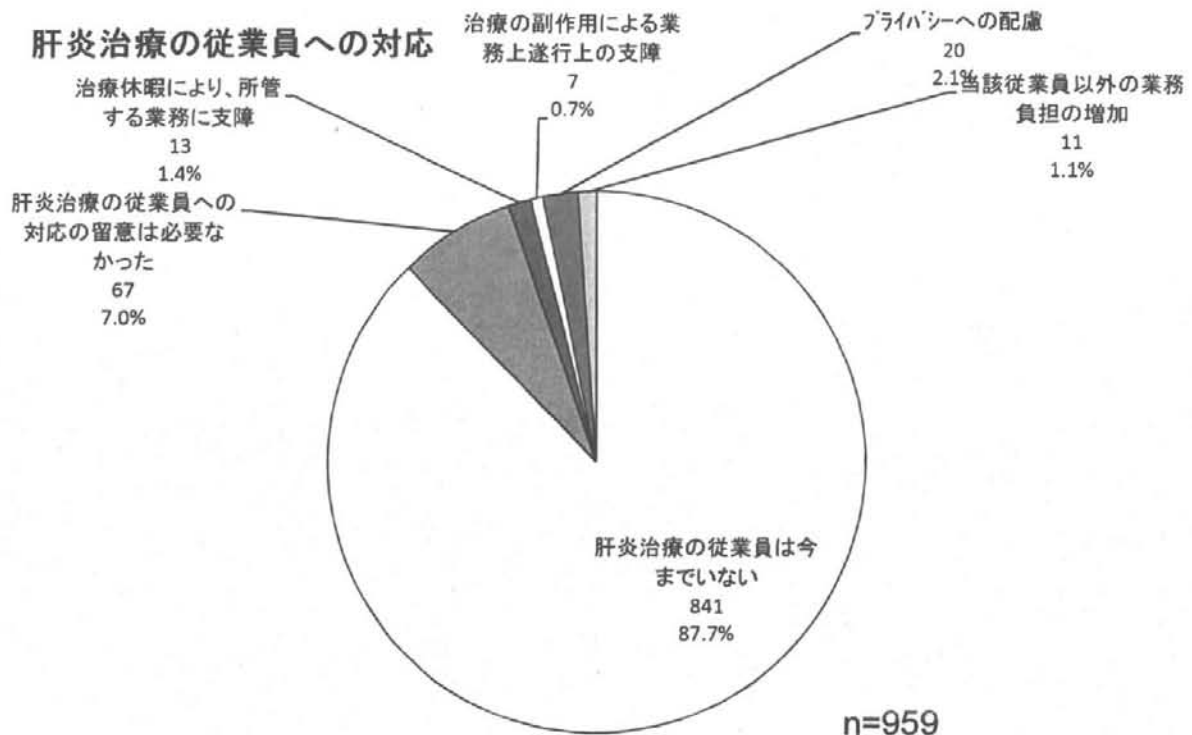
最大休暇日数(肝炎治療の有給休暇)



最大休暇日数(肝炎に限らない有給休暇)



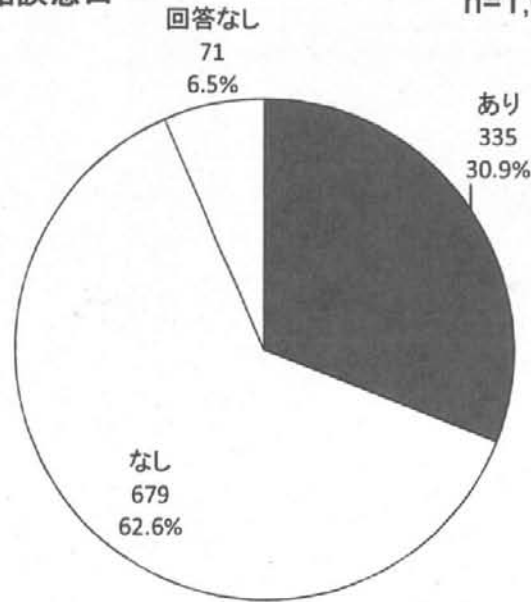
B. 肝炎治療促進のための取り組み等 肝炎治療を受けた従業員への対応時の留意点



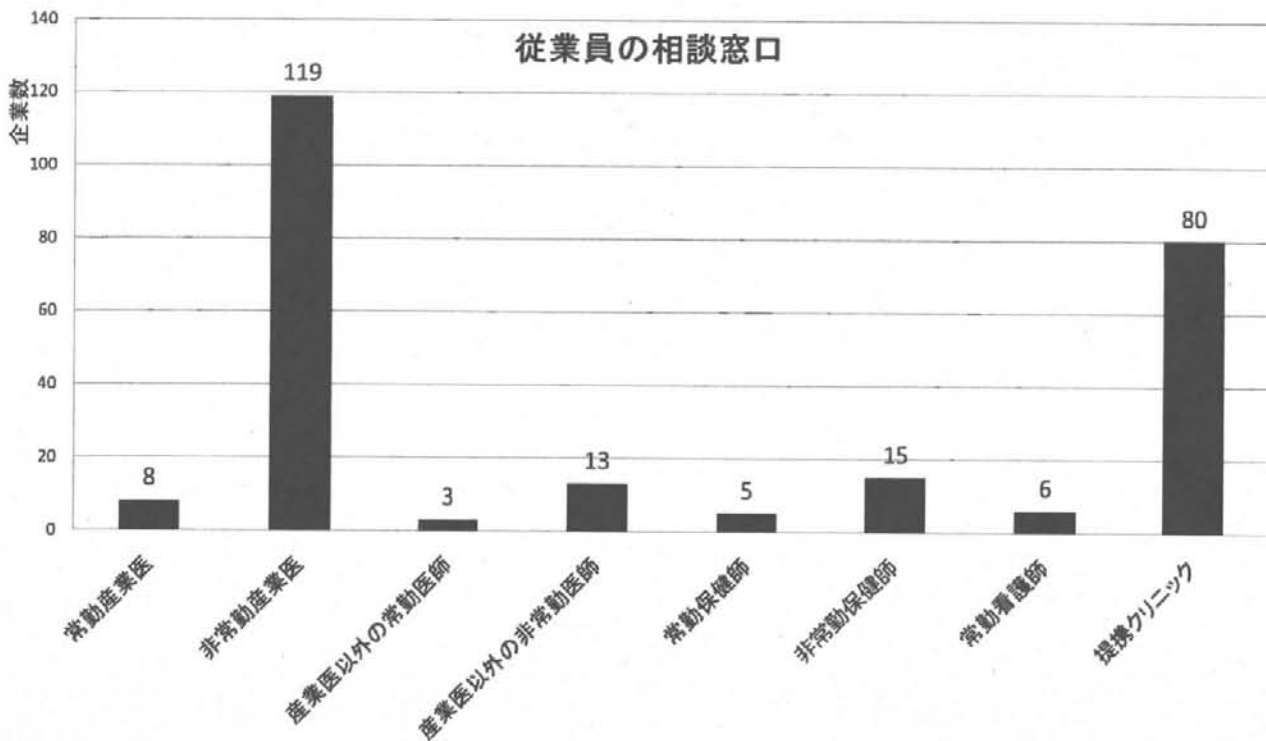
B. 肝炎治療促進のための取り組み等 相談窓口の有無

従業員の相談窓口

n=1,085



B. 肝炎治療促進のための取り組み等 相談窓口



ウイルス性肝炎治療のための 病気休暇等に関する取組に対する提言

- 啓発活動
- 肝炎ウイルス検査
- 検査後の受診勧奨
- 治療の際の就業上の配慮
- 相談窓口

簡易・迅速・柔軟な人権救済(法務省の人権擁護機関の取組)

被害を相談



被害者

助言, 関係機関
の紹介など

法務局・地方法務局及びその支局

人権相談

- 常設相談所, 特設相談所(市町村役場等)における相談(電話・面会)
- インターネットによる相談(パソコン・携帯電話)

人権侵害の疑いがあるとき...

協力・連携



関係機関

人権侵害事件として調査

(関係者からの事情聴取, 資料の収集など)

措置等

援助...法律上の助言や関係する機関への紹介など。
調整...被害者と相手方との関係の調整。

◆人権侵害事実が認められた場合

要請...被害の救済・予防のために実効的な対応ができる者に対し, 必要な措置を執るよう要請する。

説示...反省を促し, 善処を求めるため, 文書又は口頭により事理を説示する。

勧告...人権侵害をやめさせ, 再発を防止するため, 人権侵害の事実を摘示し, 文書により勧告する。

その他, 通告, 告発など。

◆人権侵害の事実が認められない場合(侵害事実不明確・侵害事実不存在)

人権救済



平成21年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）

～人権侵害に対する法務省の人権擁護機関の取組～

○新規救済手続開始件数 21,218件（対前年比0.9%減少）

○処理件数 21,309件（対前年比0.1%増加）

【新規救済手続開始件数からみた特徴】

① 児童に対する暴行・虐待に関する人権侵犯事件の増加

725件（対前年比15.6%増加）

② 社会福祉施設における人権侵犯事件の増加

153件（対前年比19.5%増加）

③ インターネットを利用した人権侵犯事件の増加

786件（対前年比52.6%増加）

④ 労働関係の人権侵犯事件の増加

1,257件（対前年比11.0%増加）

法務省の人権擁護機関（以下「人権擁護機関」という。）は、人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号、以下「処理規程」という。）に基づき、人権侵害を受けた者からの申告等を端緒に人権侵害による被害の救済に努めている。

平成21年（暦年）における人権侵犯事件に対する取組状況は、以下のとおりである。

1 平成21年中に取り扱った人権侵犯事件数の動向

平成21年は、平成20年（以下「前年」という。）に比べ、新規開始件数は0.9%の減少とわずかながら減少し、処理件数は0.1%の増加とほぼ前年並みの件数となった。

(1) 開始件数（図1）

平成21年中に、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数は21,218件であり、対前年比で194件（0.9%）減少した。

（内訳）

◆ 公務員・教育職員等による人権侵犯事件数が3,512件（対前年比55件（1.6%）増加）

◆ 私人間の人権侵犯事件数が17,706件（対前年比249件（1.4%）減少）

(2) 処理件数（図2）

平成21年中に処理した人権侵犯事件数は21,309件であり、対前年比で11件（0.1%）増加した。

（内訳）

◆ 公務員・教育職員等による人権侵犯事件数が3,547件（対前年比65件（1.9%）増加）

◆ 私人間の人権侵犯事件数が17,762件（対前年比54件（0.3%）減少）

処理内訳別にみると、措置の内容としては、「援助」^(注1)が19,833件（全処理件数の93.1%）で最も多く、次いで「要請」^(注2)が183件（0.9%）、「説示」^(注3)が141件（0.7%）、「調整」^(注4)が109件（0.5%）となっている。

また、特に重大・悪質な事案に関して、文書をもって是正を求める「勧告」をした事件が1件、関係行政機関に対して、文書をもって適切な措置の発動を求める「通告」をした事件が2件となっている。

このほか、「措置猶予」^(注5)が27件（0.1%）、「侵犯事実不存在」が314件（1.5%）、「侵犯事実不明確」が539件（2.5%）、「啓発」^(注6)を行ったものが207件（1.0%）ある。

（注1）法律上の助言を行ったり、関係行政機関や関係ある公私の団体等を紹介すること。

（注2）被害の救済又は予防について実効的な対応ができる者に対し必要な措置を執るよう求めること。

（注3）相手方の反省を促し善処を求めるため事理を説き示すこと。

（注4）被害者と相手方との話し合いを仲介すること。

（注5）事案の軽重や反省の程度、懲戒の有無等を考慮して措置を講じないこと。

（注6）事件の関係者や地域社会において、事案に応じた啓発を行うこと。

(3) 特別事件

平成21年中に、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数のうち、特別事件（処理規程第22条に規定されている重大な人権侵犯事件）の件数は1、

385件で、前年に比べて70件（5.3%）増加した。

2 人権侵犯事件の類型別にみた新規救済手続開始件数の動向

(1) 暴行・虐待事案（図3，4）

平成21年中における暴行・虐待事案は5,099件（対前年比3.2%減少）、全事件類型別の中で最も多く全事件数の24%を占め、依然として憂慮すべき状況で推移している。

このうち、いわゆる社会的に弱い立場にあるとされる女性、児童、高齢者、障害者を被害者とする割合は85%（4,334件）と非常に高い割合を占めている。

(2) 住居・生活の安全関係事案（図3，5）

平成21年中における住居・生活の安全関係事案は3,985件で（対前年比3.6%減少）、全事件数の18.8%を占めている。

このうち、相隣間における騒音等の相隣関係から生じる人権侵犯事件数は1,776件で、前年に比べ6.2%増加している。

(3) 強制・強要事案（図3，6）

平成21年中における強制・強要事案は3,646件で（対前年比8.5%減少）、全事件数の17.2%を占めている。

(4) プライバシー関係事案（図3，7）

平成21年中におけるプライバシー関係事案は1,869件で（対前年度14.9%増加）、全事件数の8.8%を占めている。

このうち、インターネット等によるもの^(注)は、前年の460件を大きく上回る746件（62.2%増加）と引き続き大幅な増加傾向を示している。

（注）インターネット等によるものとは、インターネット等を利用して、特定個人を誹謗中傷する情報、特定個人のプライバシーを侵害する情報など違法・有害な情報を流通させるものであって、インターネットを利用した不当な差別的言動及び差別助長行為等は含まれない。

(5) 学校における「いじめ」事案（図3，8）

平成21年中に新規に開始した学校における「いじめ^(注)」に関する人権侵犯事件数は1,787件（対前年比7.1%減少）であり、前年に続き2年連続で減少したものの、依然として高い水準にある。

（注）学校における「いじめ」に関する人権侵犯事件とは、いじめに対する学校側の

不適切な対応等の事案であり、学校長等を相手方とするものであって、いじめを行った加害児童・生徒を相手方とするものではない。

3 特徴的な動向

(1) 児童に対する暴行・虐待に関する人権侵犯事件の増加（図9）

平成21年中に新規に開始した児童に対する暴行・虐待事案に関する人権侵犯事件数は725件で、前年に比べ15.6%増加している。

この中には、同居の親族による児童虐待事案について、被害児童が児童相談所に保護されるに至るなどの「援助」を行った事案が含まれている。（別添事例3）

(2) 社会福祉施設における人権侵犯事件の増加（図10）

平成21年中に新規に開始した高齢者施設、知的障害者更生施設等の社会福祉施設における人権侵犯事件数は153件で、前年に比べ19.5%増加となっている。その内訳は、障害者福祉施設職員によるものが61件（39.9%）、高齢者福祉施設職員によるものが40件（26.1%）、児童福祉施設職員によるものが15件（9.8%）となっており、職員以外による人権侵犯事件数は37件（24.2%）となっている。

この中には、障害者施設における入所者に対する虐待事案について、「勧告」を行った事案及び高齢者施設における入所者に対する虐待事案について、「説示」「通告」を行った事案が含まれている。（別添事例8、9）

(3) インターネットを利用した人権侵犯事件の増加（図11）

インターネットの普及により様々な情報に容易にアクセスできるようになった反面、インターネットを利用した人権侵犯事件は、ここ数年急激な増加傾向を示している。

平成21年中に新規に開始したインターネットを利用した人権侵犯事件数は、前年の515件を大きく上回る786件（52.6%増加）で、大幅な増加となっており、このうち、名誉毀損事案が295件、プライバシー侵害事案が391件となっており、この両事案で全体の87.3%を占めている。また、特定の地域が同和地区であるとする書き込みがされるなどの差別助長行為事案は24件あった。なお、これらのうち、当機関がプロバイダ等に対し削除要請を行ったものは81件である（対前年比8%増加）。

この中には、本人の意に反して実名及びメールアドレス等がインターネット上の掲示板に掲載された事案について、「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」（プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会）に基づきプロバイダ等に対し削除要請を行った事案が含まれている。（別添事例5）

(4) 労働関係の人権侵犯事件の増加（図12）

現下の厳しい経済情勢の影響によって、雇用情勢等も悪化している状況にあり、労働関係の人権侵犯事件は、平成18年以降増加傾向を示している。

平成21年中に新規に開始した労働関係の人権侵犯事件数は1,257件で、前年に比べ11.0%増加となっている。その内訳は、リストラに関するものが132件（10.5%）、労働強制や中間搾取等の労働基準法違反に関するものが98件（7.8%）、労働組合法第7条違反による不当労働行為に関するものが53件（4.2%）、その他^(注)が974件（77.5%）となっている。

(注) その他の事案には、職場において職権を利用し、部下の人格や尊厳を侵害する言動を繰り返すなどして精神的な苦痛を与え、職場環境を悪化させたり雇用不安を与えたりしたとして申告があった事案（パワーハラスメント）などがある。

4 添付資料

- (1) 平成21年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例（別添1）
- (2) 人権侵犯事件統計資料（平成21年1月～12月）（別添2）
- (3) 「女性の人権ホットライン」の利用状況について（別添3）
- (4) 「子どもの人権110番」の利用状況について（別添4）

図1

人権侵犯事件の新規開始件数の推移

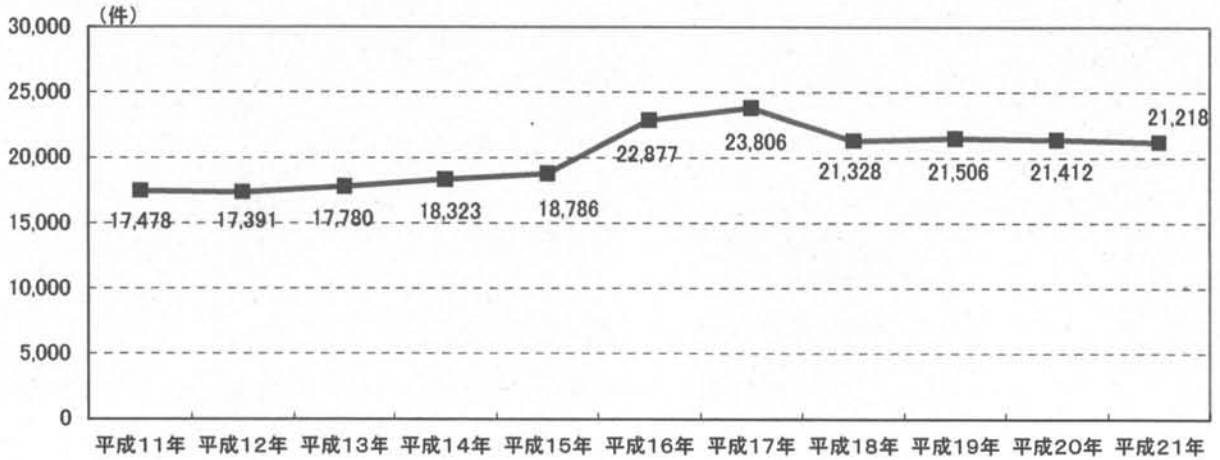


図2

人権侵犯事件の処理件数の推移

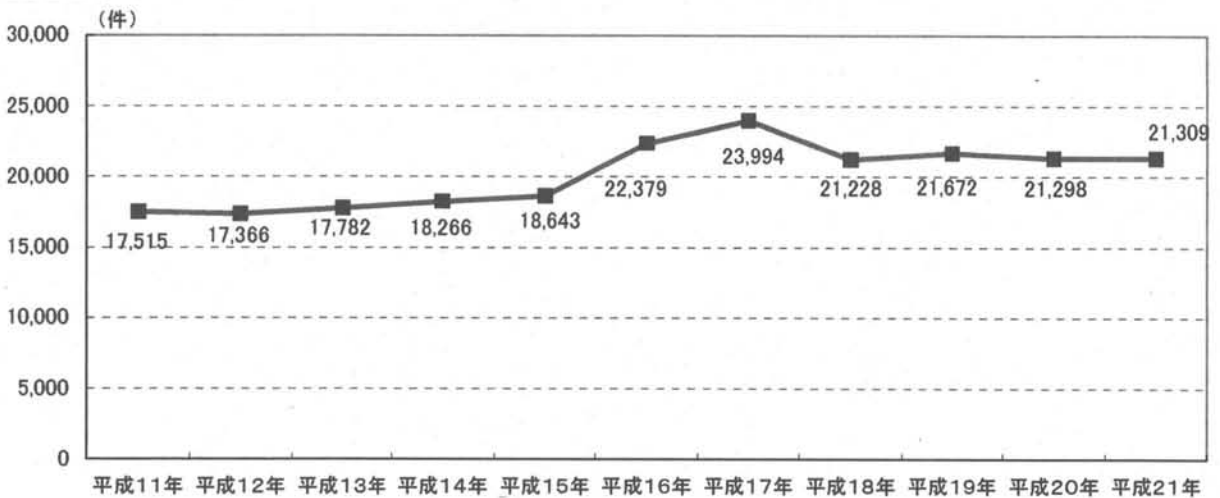


図3

人権侵犯事件の類型別構成比の比較

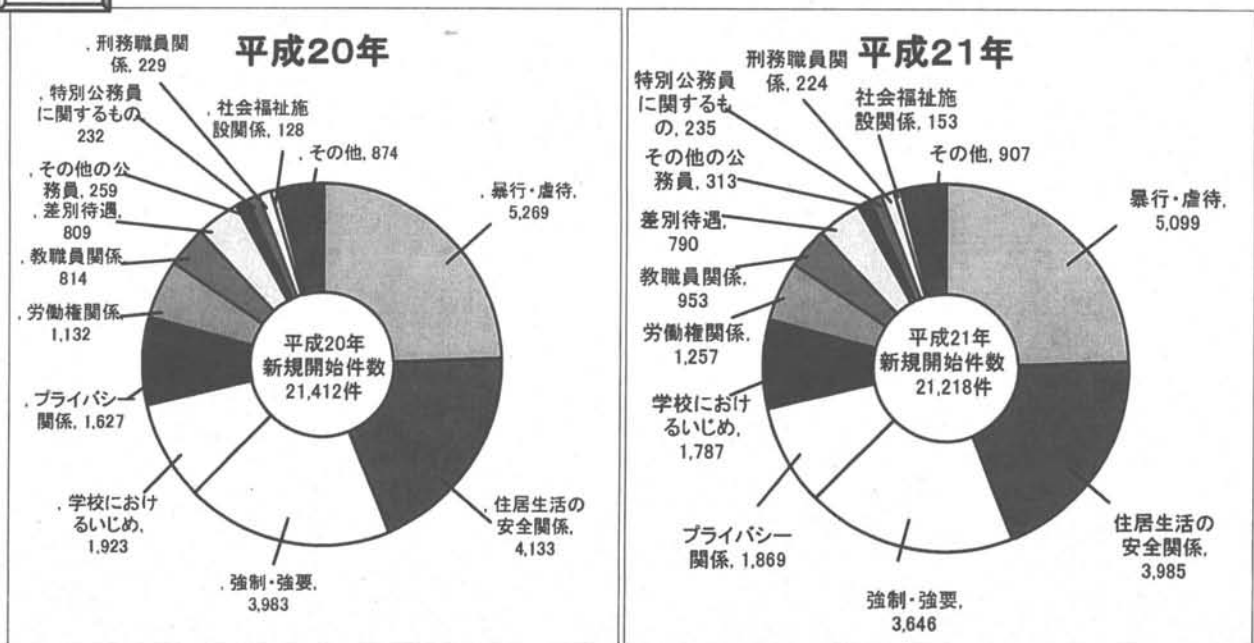


図4

暴行・虐待事案の推移

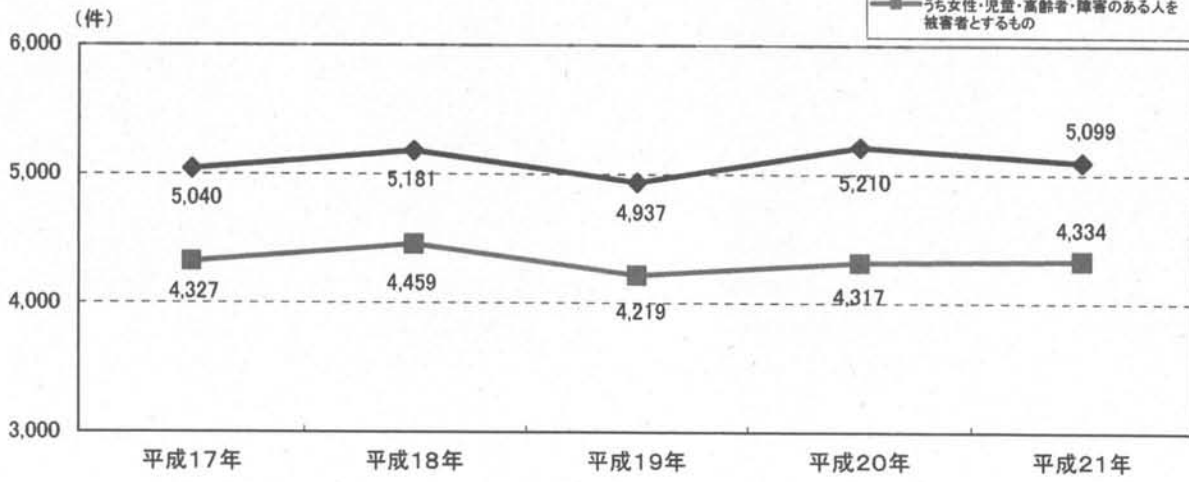


図5

住居・生活の安全関係事案の推移

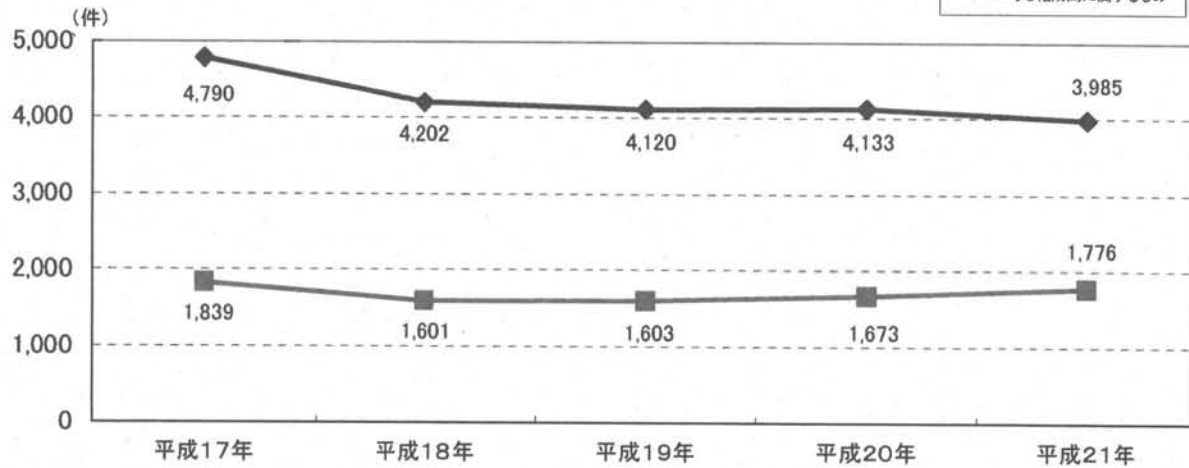


図6

強制・強要事案の推移

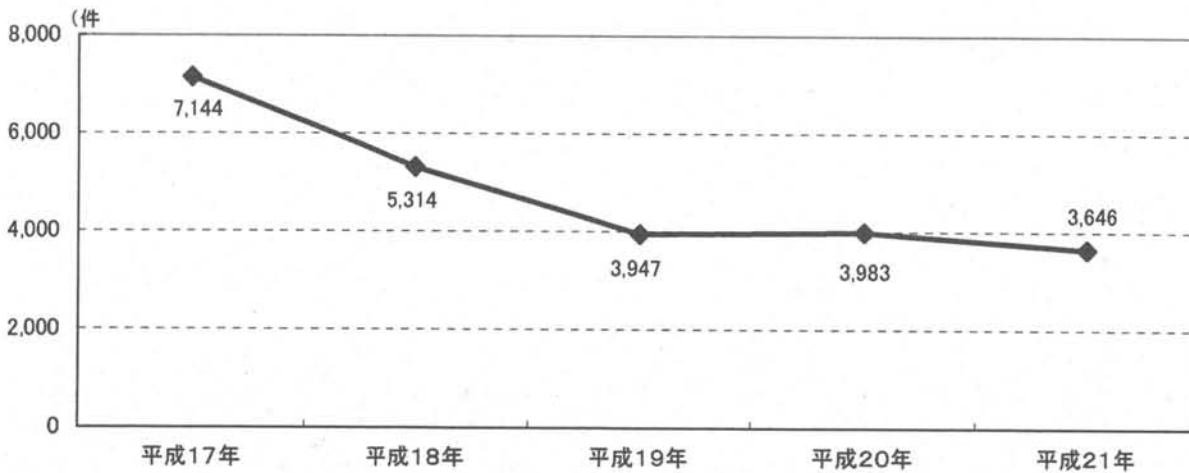


図7

プライバシー関係事案の推移

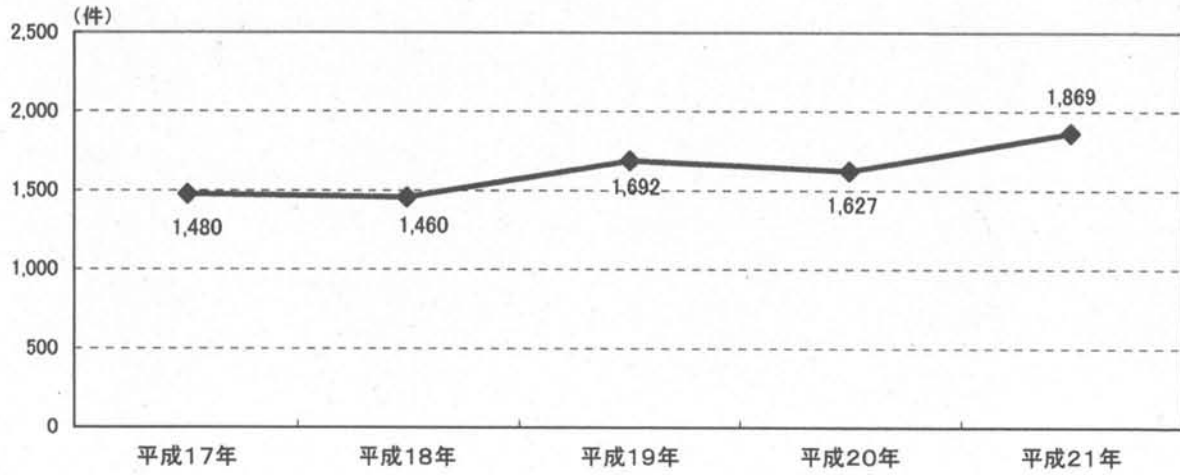


図8

学校におけるいじめ事案の推移

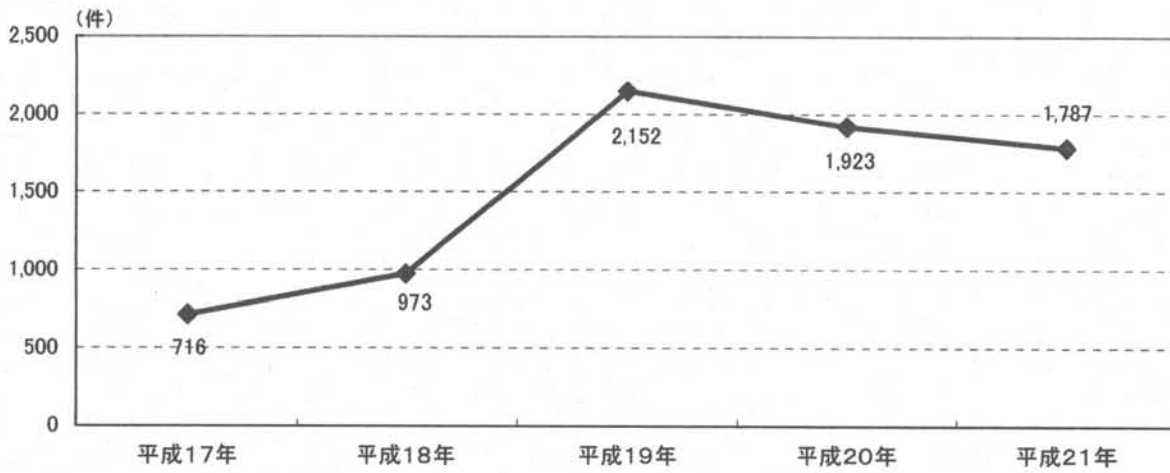
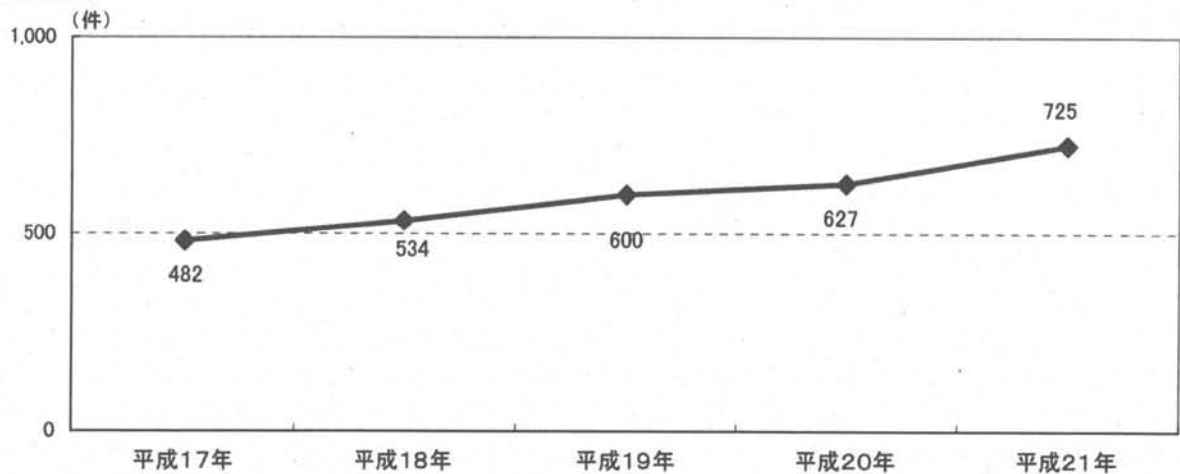
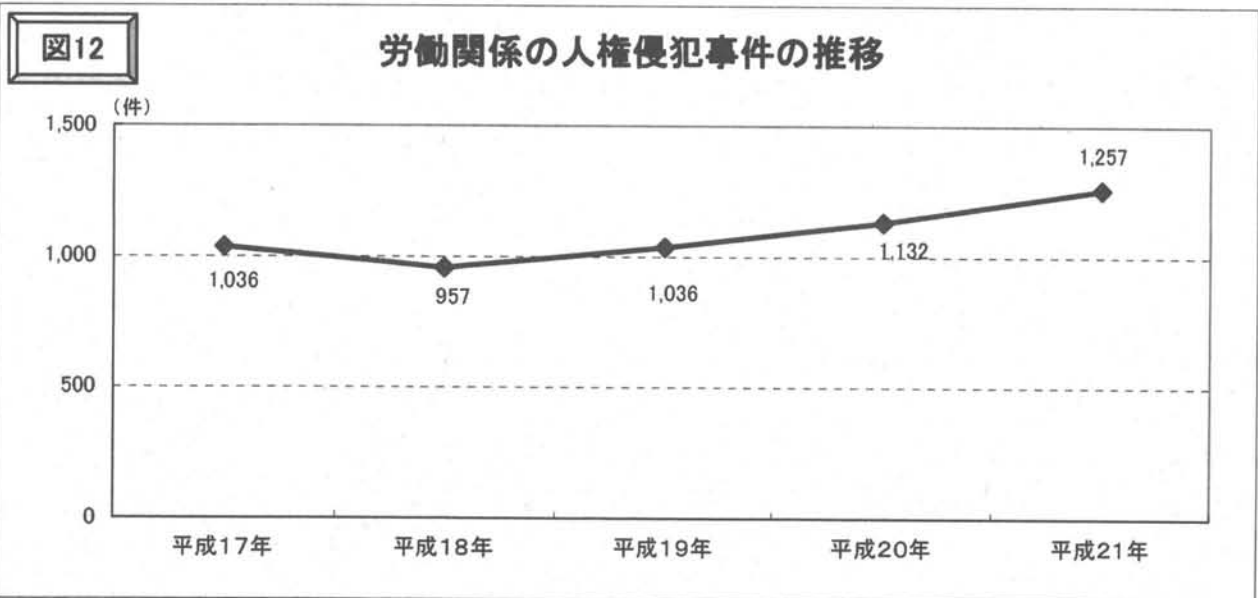
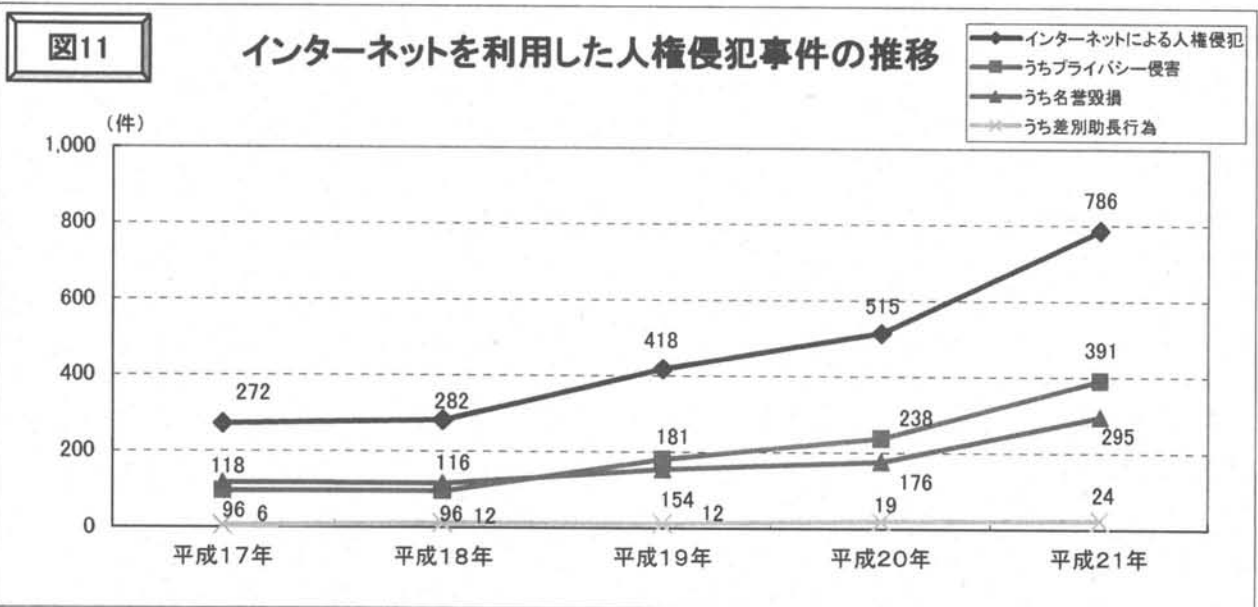
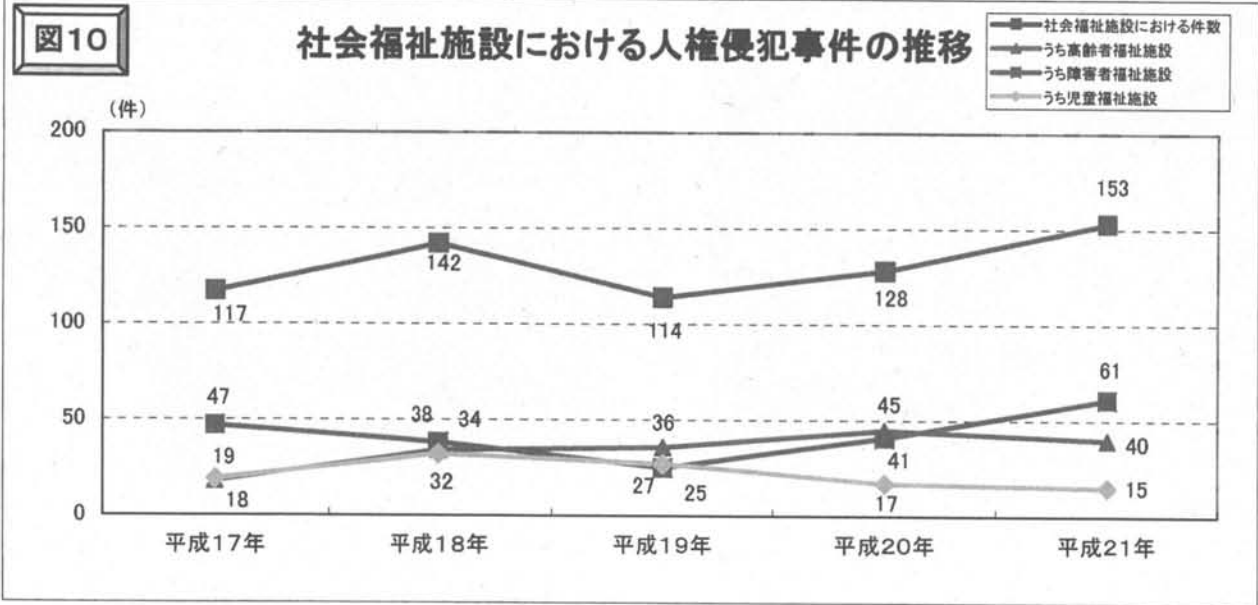


図9

児童虐待事案の推移





平成 21 年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例

(暴行・虐待事案)

事例 1 夫による妻に対する暴力事案

妻から被害の申告があり、調査を開始した事案である。申告内容は、夫から日常的に暴言を吐かれ、身体を足蹴りされるなどの暴行を受けているというもの。

緊急の対応が必要であるとの判断から、被害者の一時保護を念頭に「配偶者暴力相談支援センター」への通報をしたところ、被害者は、速やかに一時保護されるに至った。その後、被害者は、自宅に帰宅することを希望し、その前提として相手方夫に対し、暴力をやめるよう啓発してほしい旨を希望した。そこで、被害者と相手方夫の関係の調整を試みたところ、相手方夫は、暴力行為を認め、その不当性を十分に認識し、深く反省している態度を示し、被害者もこれを了解した。その後、被害者に現況を尋ねたところ、相手方夫からの暴力は一切なくなったことが確認された。(措置：「調整」「啓発」)

事例 2 息子による高齢の母親に対する虐待事案

市の地域包括支援センターから通報があり、調査を開始した事案である。通報内容は、認知症が進行した高齢の被害者が、唯一の収入源である年金が入金される通帳等を息子に管理されている上、息子は、被害者に十分な栄養のある食事も与えず、また、被害者の介護保険利用料や光熱水料なども滞納するなどの経済的虐待を行っているというもの。

被害者への対応について、市の担当者及び医療ソーシャルワーカーとの話し合いを行った結果、被害者を介護老人保険施設へ入所させることが望ましいとの結論に達した。そこで、息子に対し、粘り強く要望した結果、息子は、滞納していた被害者の介護保険料及び光熱水料を精算し、被害者を介護老人保険施設に入所させるとともに、同施設の費用についても、被害者の年金で不足する分については、自らが支払う旨を約束するに至った。(措置：「援助」)

事例3 同居の親族による女子生徒に対する虐待事案

子どもの人権SOSミニレターが送付され、調査を開始した事案である。内容は、同居する叔父から性的虐待を受けているというもの。

被害者（中学生）の安全を第一に考え、速やかに学校に対して情報提供を行い、今後の対応については、学校、教育委員会、児童相談所及び法務局をメンバーとするサポート委員会を立ち上げて検討した上、児童相談所とともに被害者との面談を行ったところ、被害者は、相手方から離れたい旨を希望したことから、速やかに児童相談所に保護されるに至った。（措置：「援助」）

（プライバシー関係事案）

事例4 女子児童に対する落書きによる名誉侵害事案

女子児童の母親から被害の申告があり、調査を開始した事案である。申告内容は、近所の民家の塀に女子児童を名指しした上で「死ね」「ウザイ」「消えろ」等の落書きがされており、学校に相談をしたが、当該塀が民家の所有物であり、落書きを消してもらえないというもの。

調査の結果、申告に係る落書き以外に新たな落書きがされていたため、民家の管理者に対して、落書きの事実を伝え、その消去を含め速やかな対応を依頼したところ、落書きが消去されるに至った。また、学校に対しては、いじめ及び落書きについて全児童への指導を依頼したところ、女子児童に対する同級生の対応も改善されたとして、母親から謝意が述べられるに至った。（措置：「援助」）

事例5 インターネット掲示板におけるプライバシー侵害事案

被害者から被害の申告があり、調査を開始した事案である。申告内容は、インターネット上の掲示板に、何者かが被害者本人を名乗った上で、実名やメールアドレスのみならず、被害者の私生活に係る不実の内容を掲載しており、その書き込みを見た交際相手の両親から結婚を反対されたというもの。

調査の結果、当該書き込みは、被害者のプライバシーを著しく侵害するものと認められたことから、当該掲示板を開設しているプロバイダに対して当該情報の削除を要請した。なお、プロバイダへの削除要請は「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」（プロバイダ責任制限法ガイ

ドライン等検討協議会作成)に定められた方式に則って行ったところ、対象情報は速やかに削除された。(措置:「要請」)

(学校におけるいじめ関係事案)

事例6 いじめに起因する不登校事案

女子児童の母親から被害の申告があり、調査を開始した事案である。申告内容は、女子児童が同級生から無視されるなどのいじめを受けたことにより不登校状態となったが、学校はいじめ解消のための適切な措置を講じていないというもの。

調査の過程で、母親と学校との間で意思の疎通がうまく図られていないために、母親が学校に対して強い不信感を抱いていることが認められた。そこで、学校と母親の話し合う場を設けて信頼関係の回復を試みたところ、母親は学校側のいじめへの対応に理解を示し、双方間で良好な関係が構築され、女子児童の不登校状態が解消されるに至った。(措置:「調整」)

(差別待遇事案)

事例7 外国人に対する理容サービス拒否事案

外国人から被害の申告があり、調査を開始した事案である。申告内容は、理容店で理容サービスの提供を受けようとしたところ、外国人であることを理由に理容サービスの提供を拒否されたというもの。

調査の結果、理容店の店長は、外国人に対しては一律に理容サービスの提供を拒否するとの方針の下、申告者に対しても理容サービスの提供を拒否したことが認められた。そこで、店長に対し、理容サービス提供の在り方について改善に努めるよう説示した。(措置:「説示」)

(社会福祉施設関係事案)

事例8 民間の無認可介護施設における入所者に対する不当な身体拘束事案

県からの情報提供により、調査を開始した事案である。内容は、介護施設において、入所者に対する不当な身体拘束が行われている疑いがあるというもの。

調査の結果、同施設において、①一定期間1人又は2人の従業員に入所者らの介護や調理、清掃等施設における日常業務の全部を行わせたため、入所者を

約4か月の間、外部から動静を確認できない部屋に閉じ込め、室外から施錠したこと、②月に数回シャワーを浴びる際のほか部屋から出さなかったこと、③施設外に徘徊したり、異物を口に入れたりする入所者を外部から動静を確認できない部屋に入れて閉じ込めたこと、④常時又は断続的に、両手を綿布でベッド柵に縛り付ける身体拘束があったことなどの事実が認められた。

そこで、同施設を運営する法人に対して、入所者の人権に配慮した業務遂行を行うよう従業員に対する指導・監督を徹底し、同種事案の再発防止に努められたい旨勧告した。(措置:「勧告」)

事例9 高齢者入居施設における入所者に対する虐待事案

高齢者入居施設の入所者の親族から被害の申告があり、調査を開始した事案である。申告内容は、施設において、入所者に対する虐待が行われているというもの。

調査の結果、同施設を運営する会社の代表取締役は、従業員に指示して、断続的に、入所者をベッドに寝かしつけた上、同入所者の手首をタオルの一端で縛り、もう一端をベッドの柵に結びつけるなどして、入所者が自由にベッドから動かないようにする身体拘束を行ったほか、別の入所者5名に対して、同入所者らの居室の外側から施錠し、自己の意思では開けることのできない状態にして行動を制限する身体的虐待を行ったことが認められた。

そこで、同代表取締役に対して、人権について正しい理解を深め同種事案の再発防止に努められたい旨説示するとともに、高齢者福祉事業につき指導・監督の任に当たるべき知事及び市長に対して、所要の措置を講ずるよう通告した。(措置:「説示」「通告」)

(刑務職員関係事案)

事例10 少年院における暴行陵虐事案

新聞報道を端緒に法務局が調査を開始した事案である。内容は、少年院の法務教官が、1年以上にわたり、在院者数十名に対し、暴行陵虐行為に及んでいたというもの。

調査の結果、暴行陵虐の事実が認められたので、少年院において発生したことの重大性にかんがみ、現少年院長に対して、今後、一層暴行陵虐の防止に向

けた適切な措置を講ずるよう要請し、併せて、当時の法務教官4名及び当時の少年院長に対し、本件行為の不当性を十分に認識し、自戒するとともに、人権について正しい理解を深め、今後、いかなる人権侵害行為にも及ぶことのないよう説示した。(措置:「要請」「説示」)

「女性の人権ホットライン」統計資料（平成12年～21年）

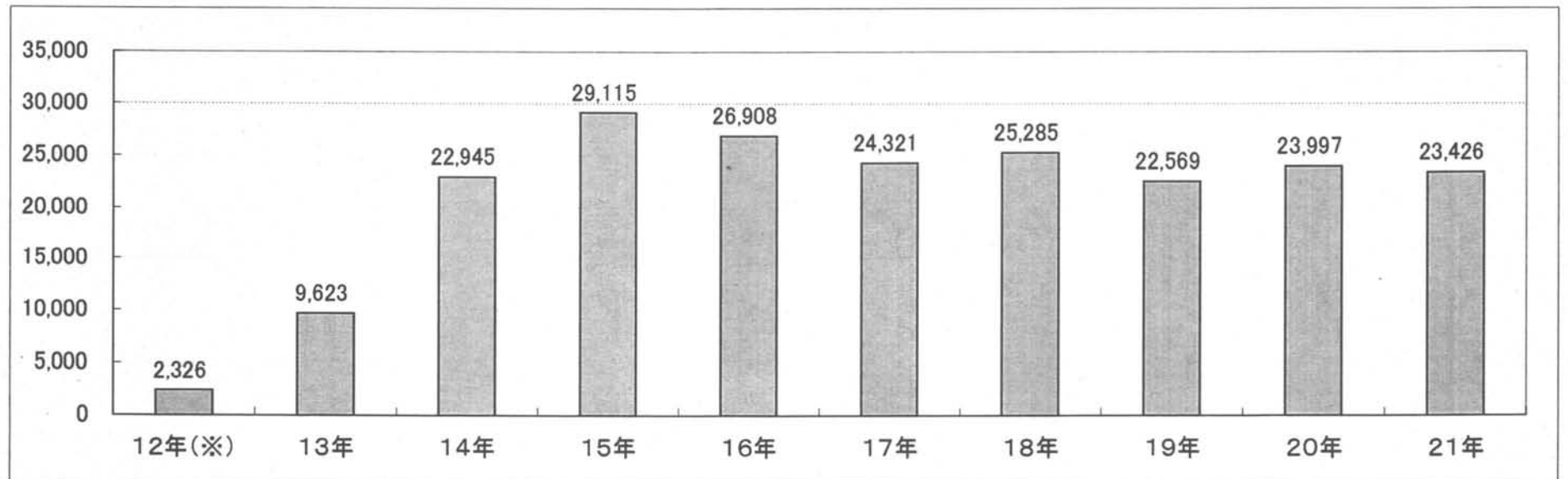
○ 設置目的

男女共同参画社会基本法の制定を踏まえ、性差別に起因する人権侵害の被害者の救済を推進するため、平成12年7月3日、全国50の法務局・地方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備したもの。また、相談者の利便のさらなる向上のため、平成18年4月から、電話番号を全国共通としている。

○ 各年の利用件数と主な相談内訳

相談内訳	平成									
	12年(※)	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
暴行虐待	340	1,145	2,166	2,412	2,478	2,285	2,241	2,447	2,657	2,369
強制強要 (セクハラ・ストーカー除く)		1,147	2,348	3,049	3,086	2,758	2,404	2,004	2,271	2,195
セクハラ	124	329	643	805	694	705	707	545	447	446
ストーカー	131	202	334	403	425	286	257	281	379	291
その他	1,731	6,800	17,454	22,446	20,225	18,287	19,676	17,292	18,243	18,125
合計(件)	2,326	9,623	22,945	29,115	26,908	24,321	25,285	22,569	23,997	23,426

※平成12年は、7月～12月の集計



「子どもの人権110番」統計資料（平成13年～21年）

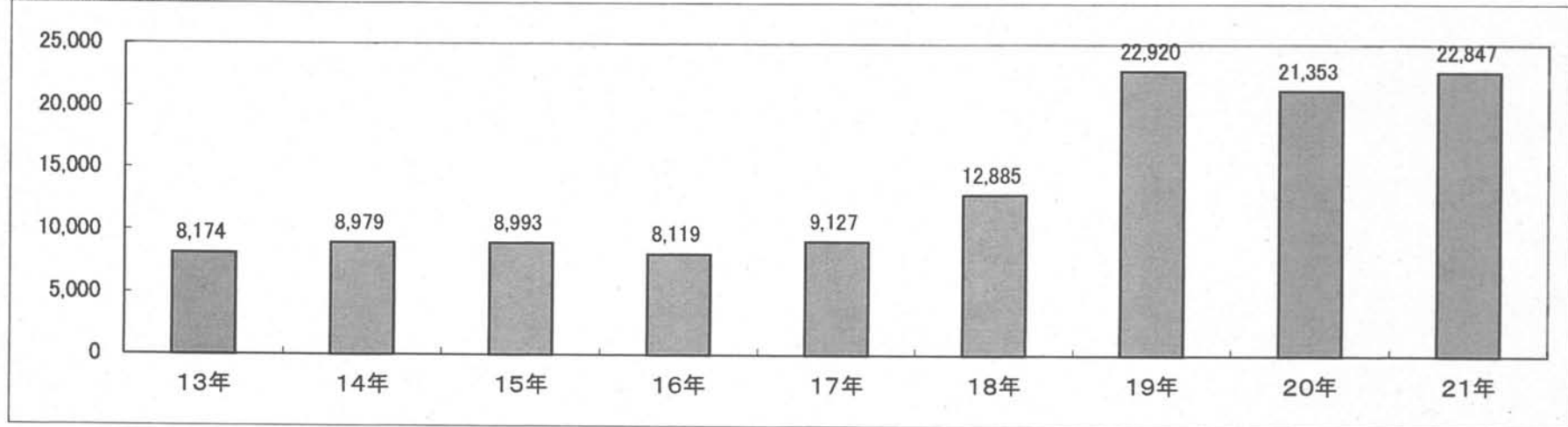
○ 設置目的

子どもをめぐる人権問題は、周囲の目につきにくいところで起こっていることが多く、被害者である子ども自身も、身近な人に話しにくいといった状況があることから、子どもが発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くため、全国50の法務局・地方法務局に、専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、いじめ、体罰、児童虐待等をはじめとした子どもの人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備したもの。また、相談者の利便のさらなる向上のため、平成18年4月から電話番号を全国共通とし、平成19年2月からフリーダイヤル化している。

○ 各年の利用件数と主な相談内訳

相談内訳	平成 13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
暴行虐待	360	313	289	333	344	359	690	722	688
いじめ	1,341	1,142	1,147	1,052	1,175	2,582	4,728	3,517	3,345
体罰等	1,067	1,082	1,034	1,091	1,175	1,905	2,915	2,467	2,329
その他	5,406	6,442	6,523	5,643	6,433	8,039	14,587	14,647	16,485
合計(件)	8,174	8,979	8,993	8,119	9,127	12,885	22,920	21,353	22,847

○ 利用件数の推移



常設人権相談所(法務局・地方法務局・支局内)

平成22年7月20日

[札幌管内|仙台管内|東京管内|名古屋管内|大阪管内|広島管内|高松管内|福岡管内]
子どもの人権に関する相談についてはこちらへ

名称	郵便番号	所在地	電話番号
北海道内からは、右の道内統一相談電話番号にかけていただければ、自動的に最寄りの法務局につながります。 また、法務局ごとの電話番号もご利用いただけます。			
札幌法務局	060-0808	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	(011)709-2311
岩見沢支局	068-0034	岩見沢市有明町南1-12	(0126)22-0619
滝川支局	073-8585	滝川市緑町1-6-1	(0125)23-2330
室蘭支局	051-0023	室蘭市入江町1-13 室蘭地方合同庁舎	(0143)22-5111
苫小牧支局	053-0018	苫小牧市旭町3-3-7 苫小牧法務合同庁舎	(0144)34-7151
日高支局	056-0005	日高郡新ひだか町静内こうせい町2-4-1	(0146)42-0415
小樽支局	047-0007	小樽市港町5-2	(0134)23-3012
倶知安支局	044-0011	虻田郡倶知安町南1条東3-1 倶知安地方合同庁舎	(0136)22-0232
函館地方法務局	040-8533	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	(0138)26-5686
江差支局	043-0041	桧山郡江差町字姥神町167-1 江差地方合同庁舎	(0139)52-1048
寿都支局	048-0401	寿都郡寿都町字新栄町209-10 寿都地方合同庁舎	(0136)62-2203
旭川地方法務局	078-8502	旭川市宮前通東4155-31 旭川合同庁舎	(0166)38-1169
名寄支局	096-0011	名寄市西1条南11-1-5	(0165)42-2349
紋別支局	094-0015	紋別市花園町2-2-4	(0158)23-2521
留萌支局	077-0048	留萌市大町2-12 留萌地方合同庁舎	(0164)42-0492
稚内支局	097-0001	稚内市末広5-6-1 稚内地方合同庁舎	(0162)33-1122
釧路地方法務局	085-8522	釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎	(0154)31-5014
帯広支局	080-8510	帯広市東5条南9-1-1 帯広法務総合庁舎	(0155)24-5823
北見支局	090-0017	北見市高砂町14-14	(0157)23-6166
根室支局	087-0009	根室市弥栄町1-18 根室地方行政合同庁舎	(0153)23-4874

仙台法務局	983-8509	仙台市宮城野区名掛丁128 広瀬通SEビル	(022)292-3660
塩竈支局	985-0043	塩竈市抽野田町3-20	(022)362-2338
大河原支局	989-1217	柴田郡大河原町字錦町1-1	(0224)52-6053
古川支局	989-6117	大崎市古川旭6-3-1	(0229)22-0510
石巻支局	986-0832	石巻市泉町4-1-9 石巻法務合同庁舎	(0225)22-6188
登米支局	987-0702	登米市登米町寺池桜小路70-2 登米法務合同庁舎	(0220)52-2070

気仙沼支局	988-0034	気仙沼市朝日町1-2 気仙沼合同庁舎	(0226)22-6692
福島地方法務局	960-8021	福島市霞町1-46福島合同庁舎	(024)534-2021
相馬支局	976-0015	相馬市塚ノ町1-12-1	(0244)36-3413
郡山支局	963-8539	郡山市桑野2-1-4	(024)922-1546
白河支局	961-0074	白河市宇野内1-136白河小峰城合同庁舎	(0248)22-1201
若松支局	965-0873	会津若松市追手町6-11会津若松合同庁舎	(0242)27-1498
いわき支局	970-8026	いわき市平字堂根町4-11いわき地方合同庁舎	(0246)23-1651
山形地方法務局	990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	(023)625-1363
寒河江支局	991-0025	寒河江市八幡町7-12	(0237)86-3258
新庄支局	996-0088	新庄市桧町11-1	(0233)22-7528
米沢支局	992-0012	米沢市金池7-4-33	(0238)22-2148
鶴岡支局	997-0047	鶴岡市大塚町17-27 鶴岡合同庁舎	(0235)22-1003
酒田支局	998-0011	酒田市上安町1-6-1	(0234)25-2221
盛岡地方法務局	020-0023	盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎	(019)624-9859
花巻支局	025-0038	花巻市不動町1-1-1	(0198)24-8311
二戸支局	028-6103	二戸市石切所字狼穴33-1 二戸合同庁舎	(0195)25-4811
宮古支局	027-0038	宮古市小山田1-1-1 宮古地方合同庁舎	(0193)62-2337
一関支局	021-0877	一関市城内3-2	(0191)23-4149
水沢支局	023-0032	奥州市水沢区字多賀97	(0197)24-0511
秋田地方法務局	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	(018)862-6533
能代支局	016-0803	能代市大町5-36	(0185)54-4111
本荘支局	015-0874	由利本荘市給人町17 本荘合同庁舎	(0184)22-1200
大館支局	017-0804	大館市横沢字狐台7-73	(0186)42-6514
横手支局	013-0018	横手市本町2-9	(0182)32-5153
湯沢支局	012-0844	湯沢市田町2-6-38	(0183)73-2450
大曲支局	014-0034	大仙市大曲吉町1-45	(0187)63-2100
青森地方法務局	030-8511	青森市長島1-3-5 青森第二合同庁舎	(017)776-9025
むつ支局	035-0072	むつ市金谷2-6-15 下北合同庁舎	(0175)23-3202
五所川原支局	037-8655	五所川原市大字唐笠柳字藤巻507-10	(0173)34-2330
弘前支局	036-8087	弘前市大字早稲田3-1-1	(0172)26-1150
八戸支局	039-1181	八戸市榎城9-13-9 八戸合同庁舎	(0178)24-3346
十和田支局	034-0082	十和田市西二番町14-12 十和田奥入瀬合同庁舎	(0176)23-2424

東京法務局	102-8225	千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎12階	03-5213-1372
八王子支局	192-0364	八王子市南大沢2-27プレスコ南大沢11F	(042)670-6240
府中支局	183-0052	府中市新町2-44	(042)335-4753
西多摩支局	197-0004	福生市南田園3-61-3	(042)551-0360
横浜地方法務局	231-8411	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	(045)641-7926
湘南支局	251-8523	藤沢市辻堂神台2-2-3	(0466)35-4620
川崎支局	210-0012	川崎市川崎区宮前町12-11 川崎法務総合庁舎	(044)244-4166
横須賀支局	238-0006	横須賀市日の出町1-4 横須賀合同庁舎	(046)825-6511
小田原支局	250-0012	小田原市本町2-3-24	(0465)23-0181
厚木支局	243-0003	厚木市寿町3-5-1 厚木法務総合庁舎	(046)224-3163
相模原支局	252-0236	相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎	(042)753-2110
さいたま地方法務局	330-8513	さいたま市浦和区高砂3-16-58 さいたま法務総合庁舎	(048)863-9589

久喜支局	346-0005	久喜市本町4-5-28	(0480)21-0215
越谷支局	343-0023	越谷市東越谷9-34-1	(048)966-1337
川越支局	350-1118	川越市豊田本277-3	(049)243-3824
所沢支局	359-0042	所沢市並木6-1-5	(04)2992-2677
熊谷支局	360-0037	熊谷市筑波3-39-1	(048)524-8805
東松山支局	355-0011	東松山市加美町1-16	(0493)22-0379
秩父支局	368-8507	秩父市桜木町12-28	(0494)22-0827
千葉地方事務局	260-8518	千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎	(043)302-1320
佐倉支局	285-0811	佐倉市表町1-20-11	(043)484-1222
茂原支局	297-0078	茂原市高師台1-5-3	(0475)24-2188
松戸支局	271-8518	松戸市岩瀬473-2	(047)363-6278
柏支局	277-0005	柏市柏6-10-25	(04)7167-3309
木更津支局	292-0057	木更津市東中央3丁目1-7	(0438)22-2531
館山支局	294-0045	館山市北条2169-1	(0470)22-0620
匝瑳支局	289-2141	匝瑳市八日市場ハ678-3	(0479)72-0334
香取支局	287-0001	香取市佐原口2122-40	(0478)52-3391
船橋支局	273-8558	船橋市海神町2-284-1	(047)431-3681
市川支局	272-0805	市川市大野町4-2156-1	(047)339-7701
水戸地方事務局	310-0061	水戸市北見町1-1 水戸地方法務合同庁舎	(029)227-9920
日立支局	317-0072	日立市弁天町2-13-15 日立法務総合庁舎	(0294)21-2253
常陸太田支局	313-0013	常陸太田市山下町1221-1	(0294)73-0222
土浦支局	300-0812	土浦市下高津1-12-9	(029)821-0792
龍ヶ崎支局	301-0822	龍ヶ崎市2985	(0297)64-2607
鹿嶋支局	314-0034	鹿嶋市鉢形1527-1	(0299)83-6000
下妻支局	304-0067	下妻市下妻乙124-2 下妻法務合同庁舎	(0296)43-3935
宇都宮地方事務局	320-8515	宇都宮市小幡2-1-11 宇都宮地方法務合同庁舎	(028)623-0926
日光支局	321-1272	日光市今市本町20-3	(0288)21-0309
真岡支局	321-4305	真岡市荒町5176-3	(0285)82-2436
大田原支局	324-0041	大田原市本町1-2695-109	(0287)23-1155
烏山支局	321-0621	那須烏山市中央1-19-17	(0287)82-2251
栃木支局	328-0053	栃木市片柳町11-22-25	(0282)22-1068
足利支局	326-0056	足利市大町532-21	(0284)42-8101
前橋地方事務局	371-8535	前橋市大手町2-10-5 前橋合同庁舎	(027)221-4446
伊勢崎支局	372-0006	伊勢崎市太田町554-10 伊勢崎地方合同庁舎	(0270)25-0758
沼田支局	378-0042	沼田市西倉内町701	(0278)22-2518
太田支局	373-0063	太田市鳥山下町387-3 太田地方合同庁舎	(0276)32-6100
桐生支局	376-0045	桐生市末広町13-5 桐生地方合同庁舎	(0277)44-3526
高崎支局	370-0045	高崎市東町134-12 高崎地方合同庁舎	(027)322-6315
中之条支局	377-0424	吾妻郡中之条町大字中之条町692-2	(0279)75-3037
富岡支局	370-2316	富岡市富岡1383-6 富岡法務合同庁舎	(0274)62-0404
静岡地方事務局	420-8650	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	(054)254-3555
沼津支局	410-0033	沼津市杉崎町6-20	(055)923-1201
富士支局	417-0041	富士市御幸町13-19	(0545)53-1200
下田支局	415-8524	下田市西本郷2-5-33 下田地方合同庁舎	(0558)22-0534
浜松支局	430-0929	浜松市中区中央1-12-4 浜松合同庁舎	(053)454-1396
掛川支局	436-0028	掛川市亀の甲2-16-2	(0537)22-5538

	437-0026	袋井市袋井366	(0538)42-3545
甲府地方事務局	400-8520	甲府市北口1-2-19 甲府地方合同庁舎	(055)252-7239
諏訪支局	400-0601	南巨摩郡富士川町諏訪2543-4	(0556)22-0148
大月支局	401-0012	大月市御太刀2-8-10 大月地方合同庁舎	(0554)22-0799
長野地方事務局	380-0846	長野市旭町1108 長野第二合同庁舎	(026)235-6634
飯山支局	389-2253	飯山市大字飯山1080	(0269)62-2302
上田支局	386-0017	上田市踏入1-3-29	(0268)23-2001
佐久支局	385-0011	佐久市猿久保890-4	(0267)67-2272
松本支局	390-0877	松本市沢村2-12-46	(0263)32-2571
木曾支局	397-0001	木曾郡木曾町福島4926-3	(0264)22-2186
大町支局	398-0002	大町市大字大町2943-5	(0261)22-0379
諏訪支局	392-0026	諏訪市大手1-21-20	(0266)52-2440
飯田支局	395-0053	飯田市大久保町2637-3	(0265)22-0014
伊那支局	396-0011	伊那市大字伊那部5064-1	(0265)78-3462
新潟地方事務局	951-8504	新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎	(025)222-1564
長岡支局	940-0082	長岡市千歳1-3-91	(0258)33-5511
三条支局	955-0081	三条市東裏館2-22-3	(0256)33-1374
柏崎支局	945-8501	柏崎市田中26-23 柏崎地方合同庁舎	(0257)23-5226
新発田支局	957-8503	新発田市新富町1-1-20	(0254)24-7102
新津支局	956-0031	新潟市秋葉区新津4463-1	(0250)22-0547
十日町支局	948-0083	十日町市宮田町1-18 十日町合同庁舎	(025)752-2575
村上支局	958-0835	村上市二之町4-16	(0254)53-2390
糸魚川支局	941-0058	糸魚川市寺町2-8-30 糸魚川法務総合庁舎	(025)552-0356
上越支局	943-0805	上越市木田2-15-7	(025)525-4133
南魚沼支局	949-6641	南魚沼市美佐島61-9	(025)772-3742
佐渡支局	952-1561	佐渡市相川三町目新浜町3-3 佐渡相川合同庁舎	(0259)74-2049

名古屋法務局	460-8513	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	(052)952-8111
春日井支局	486-0844	春日井市鳥居松町4-46	(0568)81-3210
津島支局	496-0047	津島市西柳原町3-10	(0567)26-2423
一宮支局	491-0842	一宮市公園通4-17-3 一宮法務合同庁舎	(0586)71-0600
半田支局	475-0817	半田市東洋町1-12	(0569)21-1095
岡崎支局	444-8533	岡崎市羽根町北乾地50-1 岡崎合同庁舎	(0564)52-6415
刈谷支局	448-0858	刈谷市若松町1-46-1 刈谷合同庁舎	(0566)21-0086
豊田支局	471-8585	豊田市常盤町1-105-3 豊田合同庁舎	(0565)32-0006
西尾支局	445-8511	西尾市熊味町南十五夜60	(0563)57-2622
豊橋支局	440-0884	豊橋市大岡町111 豊橋地方合同庁舎	(0532)54-9278
新城支局	441-1385	新城市字八幡11-2	(0536)22-0437
津地方事務局	514-8503	津市丸之内26-8 津合同庁舎	(059)228-4711
松阪支局	515-8510	松阪市高町493-6	(0598)53-1501
伊賀支局	518-0007	伊賀市服部町3-117-1	(0595)21-0804
四日市支局	510-0068	四日市市三栄町4-21	(059)353-4365
桑名支局	511-0912	桑名市星ヶ丘1-101-2	(0594)32-5361
伊勢支局	516-8503	伊勢市岡本1-1-13	(0596)28-6158
熊野支局	519-4324	熊野市井戸町673-7	(0597)85-2310
岐阜地方事務局	500-8729	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	(058)245-3181

八幡支局	501-4235	郡上市八幡町有坂1209-2 郡上八幡地方合同庁舎	(0575)67-1411
大垣支局	503-0888	大垣市丸の内1-19 大垣法務合同庁舎	(0584)78-3347
美濃加茂支局	505-0027	美濃加茂市本郷町7-4-16	(0574)25-2400
多治見支局	507-0041	多治見市かやの木町4-3 中津川合同庁舎	(0572)22-1002
中津川支局	508-0045	中津川市かやの木町4-3 中津川合同庁舎	(0573)66-1554
高山支局	506-0009	高山市花園町2-55-16 高山法務合同庁舎	(0577)32-0915
福井地方法務局	910-8504	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	(0776)22-5141
武生支局	915-0883	越前市新町9-9-11	(0778)22-0194
敦賀支局	914-0065	敦賀市松栄町7-28 敦賀地方合同庁舎	(0770)25-0174
小浜支局	917-0074	小浜市後瀬町7-10 小浜地方合同庁舎	(0770)52-0238
金沢地方法務局	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	(076)231-1247
小松支局	923-0868	小松市日の出町1-120 小松日の出合同庁舎	(0761)22-6300
七尾支局	926-8520	七尾市小島町大開地3番地7 七尾西濃合同庁舎	(0767)53-1721
輪島支局	928-0079	輪島市鳳至町島田99-3 輪島地方合同庁舎	(0768)22-0426
富山地方法務局	930-0856	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	(076)441-0866
魚津支局	937-0866	魚津市本町1-3-2	(0765)22-0461
高岡支局	933-0056	高岡市中川1-5-22	(0766)22-2327
砺波支局	939-1333	砺波市苗加353-2	(0763)32-2361

大阪法務局	540-8544	大阪市中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎	(06)6942-9496
北大阪支局	567-0822	茨木市中村町1-35	(072)638-9433
東大阪支局	577-8555	東大阪市高井田元町2-8-10 東大阪法務合同庁舎	(06)6782-5106
堺支局	590-8560	堺市堺区南瓦町2-55	(072)221-2789
富田林支局	584-0036	富田林市甲田1-7-2	(0721)23-2727
岸和田支局	596-0047	岸和田市上野町東24-10	(0724)38-6501
京都地方法務局	602-8577	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197	(075)231-0131
宇治支局	611-0021	宇治市宇治琵琶33-2 宇治法務合同庁舎	(0774)24-4122
園部支局	622-0004	南丹市園部町小桜町28	(0771)62-0208
宮津支局	626-0046	宮津市宇中ノ丁2534 宮津地方合同庁舎	(0772)22-2561
京丹後支局	627-0021	京丹後市峰山町吉原71	(0772)62-0365
舞鶴支局	624-0937	舞鶴市宇西110-5	(0773)76-0858
福知山支局	620-0035	福知山市宇内記10-29 福知山地方合同庁舎	(0773)22-1293
神戸地方法務局	650-0042	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎	(078)393-0600
西宮支局	662-0942	西宮市浜町7-35 西宮地方合同庁舎	(0798)26-0061
伊丹支局	664-0881	伊丹市昆陽1-1-12	(072)779-3451
尼崎支局	660-0892	尼崎市東難波町4-18-38 尼崎地方合同庁舎	(06)6482-7417
明石支局	673-0891	明石市大明石町2-4-25	(078)912-5511
柏原支局	669-3309	丹波市柏原町柏原516-1	(0795)72-0176
姫路支局	670-0947	姫路市北条1-250 姫路法務総合庁舎	(079)225-1927
加古川支局	675-0017	加古川市野口町良野1749	(079)424-3555
社支局	673-1431	加東市社539-2 社法務総合庁舎	(0795)42-0201
龍野支局	679-4167	たつの市龍野町富永879-2	(0791)63-3221
豊岡支局	668-0024	豊岡市寿町8-4 豊岡地方合同庁舎	(0796)22-2780
洲本支局	656-0024	洲本市山手1-2-19	(0799)22-0497
奈良地方法務局	630-8305	奈良市東紀寺町3-4-1 奈良第2法務総合庁舎	(0742)23-5457
葛城支局	635-0096	大和高田市西町1-63	(0745)52-4941

桜井支局	633-0062	桜井市大字粟殿461-2	(0744)42-2896
五條支局	637-0043	五條市新町3-3-2	(0747)22-2484
大津地方法務局	520-8516	大津市御陵町3-6	(077)522-4673
甲賀支局	528-0005	甲賀市水口町水口5655	(0748)62-0259
彦根支局	522-0054	彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎2階	(0749)22-0242
長浜支局	526-0031	長浜市八幡東町253-4	(0749)62-0503
和歌山地方法務局	640-8552	和歌山市二番丁2 和歌山地方合同庁舎	(073)422-5131
橋本支局	648-0072	橋本市東家5-2-2 橋本地方合同庁舎	(0736)32-0206
田辺支局	646-0023	田辺市文里1-11-9 田辺港湾合同庁舎	(0739)22-0698
御坊支局	644-0002	御坊市園369-6 御坊法務総合庁舎	(0738)22-0335
新宮支局	647-0043	新宮市緑ヶ丘3-2-64 新宮法務総合庁舎	(0735)22-2757

広島法務局	730-8536	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎3号館 4階	(082)228-5792
廿日市支局	738-0024	廿日市市新宮1-15-40 廿日市地方合同庁舎	(0829)31-2164
東広島支局	739-0014	東広島市西条昭和町12-2	(082)423-7707
呉支局	737-0051	呉市中央3-9-15 呉法務合同庁舎	(0823)21-9288
竹原支局	725-0026	竹原市中央4-8-17	(0846)22-2367
尾道支局	722-0002	尾道市古浜町27-13 尾道地方合同庁舎	(0848)23-2882
福山支局	720-8513	福山市三吉町1-7-2 福山法務合同庁舎	(084)923-0100
三次支局	728-0021	三次市三次町1074	(0824)62-5070
山口地方法務局	753-8577	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	(083)922-2295
周南支局	745-0823	周南市周陽2-8-33	(0834)28-0244
萩支局	758-0074	萩市平安古町599-3 萩地方合同庁舎	(0838)22-0478
岩国支局	741-0061	岩国市錦見1-16-35	(0827)43-1125
下関支局	750-0025	下関市竹崎町4-6-1 下関地方合同庁舎	(0832)34-4000
宇部支局	755-0044	宇部市新町10-33 宇部地方合同庁舎	(0836)21-7211
岡山地方法務局	700-8616	岡山市北区南方1-3-58	(086)224-5761
備前支局	705-0022	備前市東片上382	(0869)64-2770
倉敷支局	710-8520	倉敷市幸町3-46	(086)422-1260
笠岡支局	714-0098	笠岡市十一番町3-2	(0865)62-5295
高梁支局	716-0062	高梁市落合町近似500-20	(0866)22-2318
津山支局	708-0052	津山市田町64	(0868)22-9157
真庭支局	717-0013	真庭市勝山441	(0867)44-2156
鳥取地方法務局	680-0011	鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎	(0857)22-2475
倉吉支局	682-0816	倉吉市駄経寺町2-15 倉吉地方合同庁舎	(0858)22-4108
米子支局	683-0845	米子市旗ヶ崎2-10-12	(0859)22-6161
松江地方法務局	690-0886	松江市母衣町50 松江法務合同庁舎	(0852)32-4260
雲南支局	699-1311	雲南市木次町里方952-5	(0854)42-0314
出雲支局	693-0028	出雲市塩治善行町13-3 出雲地方合同庁舎	(0853)20-7732
浜田支局	697-0026	浜田市田町116-1 浜田法務合同庁舎	(0855)22-0959
益田支局	698-0027	益田市あけぼの東町4-6 益田地方合同庁舎	(0856)22-0429
西郷支局	685-0016	隠岐郡隠岐の島町城北町55 隠岐の島地方合同庁舎	(0851)22-0240

高松法務局	761-8077	高松市出作町585-4	(087)815-5311
丸亀支局	763-0034	丸亀市大手町3-1-1	(0877)23-0228
観音寺支局	768-0067	観音寺市坂本町5-19-11	(0875)25-4528

徳島地方事務局	770-8512	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	(088)622-4171
阿南支局	774-0013	阿南市日開野町谷田497-2	(0884)22-0410
美馬支局	779-3602	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南125-1	(0883)52-1164
高知地方事務局	780-8509	高知市小津町4-30	(088)822-3331
いの支局	781-2110	吾川郡いの町1290-4	(088)893-0343
香美支局	782-0033	香美市土佐山田町旭町1-4-10 土佐山田地方合同庁舎	(0887)52-3049
須崎支局	785-0004	須崎市青木町1-4 須崎第2地方合同庁舎	(0889)42-0374
安芸支局	784-0001	安芸市矢ノ丸2-1-6 安芸地方合同庁舎	(0887)35-2272
四万十支局	787-0012	四万十市右山五月町3-12 中村地方合同庁舎	(0880)34-1600
松山地方事務局	790-8505	松山市宮田町188-6 松山地方合同庁舎	(089)932-0888
大洲支局	795-0065	大洲市東若宮2-8	(0893)50-5055
西条支局	793-0023	西条市明屋敷168-1	(0897)56-0188
四国中央支局	799-0405	四国中央市三島中央5-4-31	(0896)23-2407
今治支局	794-0042	今治市旭町1-3-3	(0898)22-0855
宇和島支局	798-0036	宇和島市天神町4-40	(0895)22-0770

福岡法務局	814-0005	福岡市早良区祖原14-15 福岡法務局西新出張所5階	(092)832-4311
筑紫支局	818-8567	筑紫野市二日市中央5-14-7	(092)922-2881
朝倉支局	838-0061	朝倉市善提寺480-6	(0946)22-2455
飯塚支局	820-0018	飯塚市芳雄町13-6 飯塚合同庁舎3階	(0948)22-1580
直方支局	822-0015	直方市新町2-1-24	(0949)22-1144
久留米支局	830-0022	久留米市城南町21-5	(0942)39-2121
吉井支局	839-1321	うきは市吉井町343-5	(0943)75-2869
柳川支局	832-0042	柳川市一新町1-9	(0944)72-2640
八女支局	834-0047	八女市大字福富127	(0943)23-2603
北九州支局	803-8513	北九州市小倉北区城内5-3 小倉地方合同庁舎3階	(093)561-3542
行橋支局	824-0003	行橋市大橋2-22-10	(0930)22-0476
田川支局	825-0013	田川市中央町4-20	(0947)44-1426
佐賀地方事務局	840-0041	佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎	(0952)26-2148
武雄支局	843-0023	武雄市武雄町大字昭和832	(0954)22-2435
伊万里支局	848-0027	伊万里市立花町1542-14	(0955)23-2492
唐津支局	847-0041	唐津市千代田町2109-63	(0955)74-1441
長崎地方事務局	850-8507	長崎市万才町8-16 長崎法務合同庁舎	(095)826-8127
諫早支局	854-0022	諫早市幸町4-12	(0957)22-0475
島原支局	855-0036	島原市城内1-1204	(0957)62-2513
佐世保支局	857-0041	佐世保市木場田町2-19 佐世保合同庁舎	(0956)24-4850
平戸支局	859-5121	平戸市岩の上町1509-7	(0950)22-2263
壱岐支局	811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村敷624-2	(0920)47-0164
五島支局	853-0016	五島市紺屋町1-1	(0959)72-2261
対馬支局	817-0016	対馬市厳原町東里341-42 厳原合同庁舎	(0920)52-6463
大分地方事務局	870-0045	大分市城崎町2-3-21 大分法務合同庁舎	(097)532-3161
杵築支局	873-0001	杵築市大字杵築665-137	(0978)62-2271
臼杵支局	875-0041	臼杵市大字臼杵72-50	(0972)62-2700
佐伯支局	876-0815	佐伯市野岡町2-13-25 佐伯法務合同庁舎	(0972)24-0772
竹田支局	878-0011	竹田市大字金々1525-8	(0974)62-2315
中津支局	871-0031	中津市大字中殿550番地の20 中津合同庁舎	(0979)22-0584

宇佐支局	879-0453	宇佐市大字上田1055-1 宇佐合同庁舎	(0978)32-0508
日田支局	877-0025	日田市田島2-11-46	(0973)22-2719
熊本地方事務局	862-0971	熊本市大江3-1-53 熊本第2合同庁舎	(096)364-2145
宇土支局	869-0451	宇土市北段原町15	(0964)22-0320
玉名支局	865-0016	玉名市岩崎273	(0968)72-2347
山鹿支局	861-0501	山鹿市大字山鹿970	(0968)44-2411
阿蘇支局	869-2612	阿蘇市一の宮町宮地2005-5	(0967)22-0137
八代支局	866-0863	八代市西松江城町11-11	(0965)32-2654
人吉支局	868-0057	人吉市土手町36-1	(0966)22-3393
天草支局	863-0037	天草市諏訪町14-35	(0969)22-2467
鹿児島地方事務局	890-8518	鹿児島市鴨池新町1-2	(099)259-0684
霧島支局	899-4332	霧島市国分中央3-42-1	(0995)45-0064
知覧支局	897-0302	川辺郡知覧町郡5405	(0993)83-2208
川内支局	895-0063	薩摩川内市若葉町4-24 川内地方合同庁舎	(0996)22-2300
鹿屋支局	893-0064	鹿屋市西原4-5-1 鹿屋合同庁舎	(0994)43-6790
奄美支局	894-0026	奄美市名瀬港町2-16	(0997)52-0376
宮崎地方事務局	880-8513	宮崎市別府町1-1 宮崎法務総合庁舎	(0985)22-5124
日南支局	889-2535	日南市鉄肥3-6-2 日南法務総合庁舎	(0987)25-9125
都城支局	885-0072	都城市上町2街区11 都城地方合同庁舎	(0986)22-0490
延岡支局	882-0803	延岡市大貫町1-2915 延岡地方合同庁舎	(0982)33-2179
那覇地方事務局	900-8544	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	(098)854-1215
沖縄支局	904-2143	沖縄市知花6-7-5 沖縄法務合同庁舎	(098)937-3278
名護支局	905-0011	名護市宇宮里452-3 名護地方合同庁舎	(0980)52-2729
宮古島支局	906-0013	宮古島市平良字下里1016 平良地方合同庁舎	(0980)72-2639
石垣支局	907-0004	石垣市字登野城55-4 石垣地方合同庁舎	(0980)82-2004

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
電話: 03-3580-4111(代表)

アクセス 法務省パンフレット プライバシーポリシー

Copyright ©

平成 22 年 8 月 2 日

肝炎対策基本指針作成のための論点表

肝炎対策推進協議会委員

阿部洋一、天野聰子、木村伸一
武田せい子、平井美智子、松岡貞江**I はじめに**1 ウイルス肝炎をめぐる現状

疫学から判明するウイルス肝炎の全体像。

他疾患との違い。

2 これまでの肝炎対策の問題点

何を狙いとしてどのような肝炎対策が講じられてきたか。

その肝炎対策によって達成できたことと達成できなかったこと。

達成できなかったところの原因分析の必要性。

II 考えられる基本方針1 ウイルス肝炎感染者・患者の置かれた環境に応じた対策を講じることによつて、肝疾患による死亡を減らす

- ・「自らの感染に気づいていない感染者」対策
- ・「感染が判明した感染者」対策
- ・「慢性肝炎の治療を受けている・受けようとしている患者」対策
- ・「肝硬変・肝がんの治療を受けている・受けようとしている患者」対策

2 ウイルス肝炎患者が安心して診療を受けられる体制を整える

- ・ 診療体制の整備と診療レベルの向上
- ・ 医療支援の充実
- ・ 生活支援の充実

3 (1及び2につき) 目標又は目標値、達成時期を設定し、当協議会において、定期的にその達成度を評価する4 (1及び2につき) ウイルス肝炎患者の意向を反映する

Ⅲ 重点的に検討すべき課題

1 現状の肝炎検査制度の功罪とあるべき検査制度

- ・ 節日検診等の成果
- ・ 現状の肝炎検査制度により判明する感染者数（年間）
- ・ 推定される感染者数を前提にすべての感染者が判明するまでの期間
- ・ 現状の広報の取り組みとそれによる効果の検証

2 感染判明者に対する働きかけのあり方

- ・ 全国における取り組み状況
- ・ 現実に行われた感染判明者に対する働きかけの効果
- ・ あるべき働きかけに関するコンセンサス

3 治療を受けない・受けられない患者が治療に到達できるための方策

- ・ かかりつけ医を受診している患者も含めた意識調査の実施
- ・ 「副作用が心配で I F N 治療を受けられない」という患者のための対策
- ・ 「治療のために仕事を休むことはできない」という患者のための対策
- ・ 「費用負担が心配で I F N 治療を受けられない」という患者のための対策

4 肝疾患診療ネットワークの課題

- ・ 慢性肝炎・肝硬変・肝がん患者への診療機会提供の現状
- ・ 慢性肝炎患者の診療のあり方（含む、連携）
- ・ 肝硬変・肝がん患者の診療のあり方（含む、連携）
- ・ かかりつけ医対策
- ・ 肝疾患診療ネットワークにおける肝硬変・肝がん治療の位置付け
- ・ 慢性肝炎・肝硬変・肝がんを通じた診療均てん化のための方策

5 ウイルス肝炎患者の医療費負担の軽減

- ・ 医療費負担の現状
- ・ これまでの助成制度の比較検討（都道府県及び国の取り組み）
- ・ 現状の助成制度の問題点の洗い出し・見直し

6 ウイルス肝炎患者に対する生活支援

- ・ ウイルス肝炎患者（特に肝硬変・肝がん患者）の生活実態の調査
- ・ 現状の生活支援とその問題点

7 ウイルス肝炎研究の成果の普及・活用・発展

8 ウイルス肝炎患者の意向を反映するシステムの構築

以上

(案)

健発 第 号
平成22年 月 日各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長

「感染症対策特別促進事業について」の一部改正について

標記事業については、平成20年3月31日付け健発第0331001号本職通知に定める各実施要綱に基づき行われているところであるが、今般、下記のとおり、同通知の別添4「肝炎対策事業実施要綱」の一部を改正することとしたので通知する。

なお、本事業の実施に当たっては、事業が円滑に実施されるよう貴管内における関係機関等への周知について、特段の御配慮をお願いする。

記

1. 改正の趣旨

本年1月1日から肝炎対策基本法が施行され、また、同法の規定に基づき肝炎対策推進協議会が設置されたところである。

肝炎対策推進協議会については、肝炎対策基本法第20条第2項において、その構成員は「肝炎患者等及びその家族又は遺族を代表する者、肝炎医療に従事する者並びに学識経験のある者」と規定されていること等を踏まえ、都道府県等が設置する肝炎対策協議会についても、構成員の例示に、「肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者並びにそれらの家族又は遺族（例：患者会を代表する者等）」を追加することとしたものである。

2. 改正の内容

別添4「肝炎対策事業実施要綱」の「3 事業内容」の「(1) 肝炎対策協議会の設置について」中「関係市区町村や保健所等」を「関係市区町村、保健所、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者並びにそれらの家族又は遺族（例：患者会を代表する者等）等」に改める。

別添 4

肝炎対策事業実施要綱

1 目的

我が国の肝炎ウイルスキャリアはB型、C型合わせて220万人から340万人程度存在すると推定されており、長期間の経過の後に肝硬変や肝細胞がんを引き起こす危険が指摘されていることから、地域における肝炎診療の充実及び向上のため、医療提供体制の確保や患者への情報提供を行う。

また、シンポジウム等を開催し、B型・C型肝炎ウイルスの普及啓発を行うことにより、国民に対して、感染予防、早期発見及び早期治療の推進を図るとともに、地域の実情に応じた肝炎患者・家族等に対する支援対策を実施し、肝炎患者の生活の安定に資することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下、「都道府県等」という。）とする。

ただし、3に記載した事業の（6）～（10）については都道府県とする。

3 事業内容

(1) 肝炎対策協議会の設置

都道府県等は、医師会、肝炎に関する専門医、関係市区町村、保健所、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者並びにそれらの家族又は遺族（例：患者会を代表する者等）等の関係者によって構成される肝炎対策協議会を設置するものとする。ただし、既に地域において同様の組織がある場合には、これを活用して差し支えない。また、保健所設置市及び特別区においては都道府県と常時連携体制を取るものとする。

同協議会においては、各都道府県等の実情に応じて肝炎に関する以下の事項等について必要な検討を行うものとする。

ア 検診等を通じてB型肝炎ウイルス（以下「HBV」という。）及びC型肝炎ウイルス（以下「HCV」という。）に感染している可能性が極めて高いと判定された者に対する保健師等による相談及び診療指導

イ HBV及びHCV検診の結果、医療機関への受診を勧奨された者の受診状況や治療状況等の把握

ウ HBV及びHCV検診を受けていないハイリスク・グループに検診を勧奨する方策

エ HBV及びHCV持続感染者が、継続的なかかりつけ医への受診等の健康管理を十分に受けていない場合の改善方策

オ 身近な医療圏において病状に応じた適切な肝炎診療が行われるよう、かかり

つけ医と専門医療機関との連携の強化

- カ 慢性肝炎・肝硬変や肝がんに対する高度専門的又は集学的な治療を提供可能な医療機関の確保
- キ 肝炎診療にかかわる医療機関情報の収集と提供
- ク 肝炎診療にかかわる人材の育成
- ケ 各施策についての検討を基にした目標等の設定
- コ 事業実施の評価

(2) 肝炎診療従事者研修の実施

都道府県等は、肝炎対策協議会の検討内容を踏まえつつ、地域での適切な肝炎への医療提供体制が確保されることを目的として、かかりつけ医等の肝炎診療従事者に対して、肝炎概論、肝炎患者への日常的な診療内容、専門医への紹介を要する症状・所見、専門医との連携の在り方その他肝炎に関する必要な事項について研修を実施するものとする。

(3) 肝炎診療支援リーフレットの作成・配布

都道府県等は、肝炎対策協議会の検討内容を踏まえつつ、肝炎に関する適切な情報提供を目的として以下を作成し、各対象へ配布する。

- ア 肝炎患者やその家族を対象とした、肝炎について適切な理解を得ることができするためのリーフレット
- イ 医療機関を対象とした、肝炎患者への日常的な診療内容、専門医へ紹介すべき状態、専門医との連携の在り方などを記載した適切な肝炎診療が実現されるためのリーフレット

(4) シンポジウム等の開催

都道府県等は、専門医等を講師として招き、地域住民に対して、感染予防や治療に関する最新情報を分かりやすく伝えることや社会的及び精神的な面における相談、肝炎ウイルスに関する意見交換等を行うシンポジウム等を開催するなど、肝炎に関する正しい知識等を普及させるための事業を行うものとする。

(5) ポスター・リーフレットの作成・配布による普及啓発

都道府県等は、肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及と肝炎ウイルス検査勸奨等地域の実情に合わせた情報提供を行うためにポスター・リーフレット等を作成し、シンポジウム等で配布するものとする。

(6) 新聞広告、電車等の中吊り広告の掲載による普及啓発

都道府県は、新聞広告や電車等中吊りポスターによる正しい知識の普及啓発や保健所等での肝炎ウイルス検査の受検勸奨を行うものとする。

(7) 肝炎患者等支援対策事業

都道府県は、肝炎患者の生活の安定に資するため、地域の実情に応じた肝炎患者や家族等に対する支援対策事業を実施するものとする。

[事業例]

- ・ 地域の患者、家族及び患者支援団体等の要望にこたえるための『患者サロン』の開設
- ・ 肝炎患者又は元患者であった者を講師とした、肝疾患相談センター相談員の資質向上を図るための講習会の開催
- ・ 同じ経験を有する患者・家族が相談に応じ、お互いに支え合うこと（ピアサポート）ができるよう、肝炎患者等を対象としたピアサポーターを育成するための研修の実施

(8) 肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置

都道府県は、都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院において、かかりつけ医と専門医との連携の在り方等の検討を行い、適切な肝炎治療が行われるよう、地域医療の連携を図るものとする。

(9) 肝疾患相談センターの設置

都道府県は、都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院において、肝疾患相談センターを設置するものとする。また、同センターには相談員（医師、看護師等）を設置し、患者、キャリア及び家族等からの相談等に対応するほか、肝炎に関する情報の収集等を行うものとする。

(10) 肝炎専門医療従事者の研修事業

都道府県は、都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院において、地域での適切な肝炎への医療提供体制が確保されることを目的とした医療従事者（医師、看護師、薬剤師等）に対する原因ウイルスの相違、患者の病態に応じた診療における留意点等その他肝炎に関して必要な事項についての研修を実施するものとする。

4 事業実施上の留意事項

- (1) 都道府県等は、地域の実情や患者等の意向等を踏まえ、医師会等の関係団体、関係学会、関係行政機関等と連携を図りつつ、患者等の利便性に十分配慮した事業の実施に努めるものとする。
- (2) 事業の実施上知り得た事実、特に個人が特定される情報については、関係法令に従い、適正かつ慎重に取り扱うとともに、その保護に十分配慮するよう、関係者に対して指導するものとする。

(3) 地域住民及び医療関係者に対し、広報誌等を通じて事業の周知を図るものとする。

5 経費の負担

都道府県等が、この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

なお、3の（8）から（10）に掲げる事業において、肝疾患診療連携拠点病院が独立行政法人又は国立大学法人立の医療機関である場合は、当該法人へ直接国庫補助を行うものとする。

**肝炎対策基本指針に対する肝炎対策推進協議会意見取りまとめ
までの今後の進め方（事務局イメージ案）**

8月	
2日	第2回 【ヒアリング等】
下旬	第3回 【ヒアリング、肝炎対策基本指針案骨子の提示等】
9～	<div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center; border: 1px dashed black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">第3回のご議論を踏まえて</div>
10月 (未定)	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> { パブリック コメント } </div> </div> <div style="text-align: center; border: 1px dashed black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">第4回のご議論を踏まえて</div>
11月 (未定)	第5回
～11月 末	<p style="text-align: center;">【肝炎対策基本指針案について協議会意見取りまとめ等】</p> <p style="text-align: center;">厚生労働大臣が肝炎対策基本指針を策定</p>
目途	<p style="text-align: center;">※スケジュール、議題等は、事務局のイメージ案</p>

肝炎対策部分抜粋

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）

「感染症の発生・まん延の防止を図ること」について

平成22年〇月

健康局疾病対策課肝炎対策室(伯野春彦室長) [肝炎関連]

1. 政策体系上の位置付け

厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策中目標＞施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
施策大目標分野	地域医療体制の整備	医療従事者の確保	医療サービスの促進	利用者視点に立った	政策医療（がん、脳卒中、心臓病）の推進	感染症、難病対策	医薬品・医療機器の適切な利用の推進	血液製剤の安定供給	ワクチンの安定供給	開発促進	新医薬品・医療機器の	医療保険制度	健康づくりの推進	健康危機管

施策中目標

1 感染症の発生・まん延の防止を図ることについて

【政策体系（文章）】

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要医療等を確保すること

施策中目標1 感染症の発生・まん延の防止を図ること

(関連施策)

「I-8-1」は、感染症対策という点で、本施策と関連しています。

「I-12-1」は、危機管理という点で、本施策と関連しています。

(予算書との関係)

本施策は、予算書の以下の項目に対応しています。

- (項) 感染症対策費：感染症予防事業等に必要経費（一部）
- 結核に関する試験研究に必要な経費（一部）
- 感染症の発生・まん延防止に必要な経費（一部）

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

- (施策小目標1) 感染症対策の充実を図ること
- (施策小目標2) 新型インフルエンザ対策を推進すること
- (施策小目標3) 肝炎対策を推進すること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額) (百万円)	-	-	63,661 (32,354)	90,130 (55,288)	29,385
税制減収額見込み (実績) (百万円)	-	-	-		

3. 施策を取り巻く環境 — 評価の前提

(1) 施策の枠組み（根拠法令、政府決定、関連計画等）

○肝炎対策の推進については、「肝炎対策基本法」（平成21年12月4日法律第97号）が平成22年1月1日から施行されているところ。

- ・同法3条において、
国は、「肝炎対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされているところ。
- ・平成22年度以降、同法9条に基づき、
厚生労働大臣は、「肝炎対策の総合的な推進を図るため、肝炎対策の推進に関する基本的な指針を策定」する予定。

・本指針の策定に当たっては、同法9条、19条、及び、20条により、あらかじめ「肝炎患者等及びその家族又は遺族を代表する者、肝炎医療に従事する者並びに学識経験のある者」から構成される「肝炎対策推進協議会の意見を聴くもの」とされているところ。

(平成22年6月から、同協議会を開催し、本指針の策定について、意見を聴取しているところ。)

(2) 現状分析 (施策の必要性)

○肝炎対策の推進について

B型・C型ウイルス性肝炎（以下、「肝炎」）は、国内最大級の慢性感染症であり、その対策は国民的課題である。

肝炎は自覚症状が現れにくいいため、肝炎ウイルスに感染していることに気がつかないまま、肝硬変・肝がん等の重い病気に進行してしまう方が多い。しかしながら、早期に適切な治療を実施すれば、肝炎の治癒あるいは肝がん等への進行を遅らせることが可能である。このため、国民の健康保持の観点から、B型・C型肝炎ウイルスの感染を早期に発見し、早期かつ適切な治療を推進することが非常に重要である。

(3) 施策実施上の留意事項 (総務省、会計検査院等による指摘)

4. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。施策小目標ごとの詳細な評価は、5. を参照下さい。

5. 評価と今後の方向性 (施策小目標ごと)

施策小目標ごとの評価と今後の方向性は次のとおりです。指標・目標値の動きは別図を参照下さい。また、個別の事業ごとの評価は別表を参照下さい。指標の出典等は9. 参考を参照下さい。

(3) 施策小目標3「肝炎対策を推進すること」関係

(指標・目標値)

指標と目標値 (達成水準/達成時期)	
アウトプット指標	

		H17	H18	H19	H20	H21
9	肝疾患診療連携拠点病院の設置数（都道府県数）	—	—	17	34	44
達成率（〇／47）		—	—	36.2%	72.3%	93.6%
10	肝疾患診療連携拠点病院等連携協議会の開催数(1病院平均)	—	—	1.3	1.3	1.4
達成率		—	—	—	100.0%	107.7%
11	肝疾患診療連携拠点病院肝疾患相談センターにおける相談件数	—	—	678	7,187	11,384
達成率		—	—	—	1,060.0%	158.4%
【調査名・資料出所、備考等】						
指標9：平成22年7月30日時点健康局疾病対策課肝炎対策推進室調べ（なお、肝疾患診療連携拠点病院の整備は、平成19年度から開始したため、平成18年度以前の実績値はない。）						
指標10：同上						
指標11：同上						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
2						
【調査名・資料出所、備考等】						

（事務事業等の概要）

○厚生労働省は、平成20年度から、新たに、肝炎総合対策を実施しているところ。

- ・「肝炎ウイルスの感染を早期に発見し、早期かつ適切な治療を進めること」、
- ・「肝炎に対する正しい知識の普及啓発により、新たな感染を予防し、感染者・患者の方々が安心して暮らせる環境づくりを進めること」を基本的な方向性としており、平成21年度は、以下の5つを柱とする取組を実施。

①肝炎治療促進のための環境整備（肝炎インターフェロン治療に対する医療費の助成）

- ・B型及びC型肝炎は、インターフェロン治療により、肝硬変や肝がんといったより重篤な疾病を予防したり、進行を遅らせることが可能である。しかしながら、これらの治療に関する医療費については保険適用がされているものの、自己負担額が高額なものとなる。

・そこで、早期かつ適切な治療を推進するため、厚生労働省は、肝炎インターフェロン治療に係る経済的負担軽減を図る助成事業を行っている。（実施主体は都道府県。国は1/2を補助。）

・この医療費助成は、助成を受ける患者の世帯の所得（市町村民税課税年額）に応じて、月当たりの医療費を軽減するものである。

平成21年度においては、新たな医学的知見等を踏まえ、早期かつ適切な治療の推進に資するよう、下記2点の措置を講じた。

1) 一定条件の下、投与期間の延長を認める。

2) 所得階層区分の認定に際し、世帯の生活実態を反映するよう例外的取扱いを認める。

※なお、平成22年度予算においては、肝炎対策基本法及び最新の医学的知見等を踏まえ、自己負担限度月額引下げ、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療を助成対象医療に追加する等の改善を行い、更に利用しやすい制度となるよう措置したところ。

② 肝炎ウイルス検査の促進

・肝炎ウイルス検査体制の整備については、すべての都道府県、保健所設置市、特別区（計136）において、利用者の利便性に配慮して、保健所又は委託を受けた医療機関において無料で肝炎ウイルスの検査が行われているところ（平成21年6月調査）。

・また、肝炎ウイルス検査体制の整備とともに、検査に関する受検勧奨にも取り組んでいる。「肝臓週間」（毎年5月の第4週）における様々な広報媒体を用いた集中的な受検勧奨等を実施。

③ 肝疾患診療体制の整備、医師等に対する研修、相談体制整備などの患者支援等

・肝炎の治療に際しては、正確な病態の把握や治療方針の決定、インターフェロン治療に伴う副作用を適切にコントロールすることが重要であるため、仕事等と治療を両立しやすいよう、地域における肝疾患の専門医療機関と、かかりつけとして日常的な肝炎治療を担当する医療機関の連携体制の構築が重要である。

・このため、厚生労働省においては、各都道府県において指定される「肝疾患診療連携拠点病院」を中心とした、地域の肝疾患診療ネットワークの整備を進めている。

また、

・「肝炎情報センター」を（独）国立国際医療研究センターに設置し、拠点病院間の情報共有支援や、拠点病院向けの研修等を実施するなど、肝炎医療の均てん化及び水準の向上のための取組を進めている。

④ 国民に対する正しい知識の普及と理解

・肝炎は、多くの方が罹患・感染している身近な病気であるためゆえ、国民の皆様は肝炎に関する正しい知識を知っていただき、肝炎という病気を正しくご理解いただくことが、

肝炎ウイルスの新たな感染を予防するためにも、また患者や感染者の方が安心して暮らせる環境づくりのためにも重要である。

・このため、厚生労働省及び肝炎情報センターのホームページや、分かりやすいパンフレット等を用いた、正しい知識の普及啓発に努めているところ。

⑤ 研究の推進

・厚生労働省においては、2008（平成20）年6月に、国内の肝疾患の専門家により取りまとめられた「肝炎研究7カ年戦略」に沿って研究課題を設定し、新たな肝炎治療法・治療薬の開発等、基礎から臨床まで幅広く研究を推進している。

（評価と今後の方向性）

- 事務事業の評価に関しては、平成20年度から、新たに実施している肝炎総合対策も2年目であり、主な事業の実施主体である都道府県等の自治体において、早期発見・早期かつ適切な治療の推進のための制度面での対応【肝炎医療費助成制度や肝炎ウイルス検査の無料実施体制及び肝疾患診療連携拠点病院を中心とした地域の肝疾患診療連携体制の整備】に関しては、取組の遅れている自治体も散見されるものの、着実に進展している。

（平成21年度において、全都道府県が、肝炎医療費助成事業及び肝炎ウイルス無料検査を実施。平成21年度末現在で44道府県が肝疾患診療連携拠点病院を指定済み。）

平成22年度においては、引き続き、自治体に対し、肝炎ウイルス無料検査実施体制の充実（委託医療機関での実施、委託医療機関数の増加等）及び未指定都県に対する肝疾患診療連携拠点病院の早期指定について、個別重点的な働き掛けを行う。

- 一方で、諸制度を実際に、国民の方に活用いただくためには、
 - ・国民一人一人において、肝炎という病気についての認識を深め、早期発見・早期かつ適切な治療の重要性の認識を保持するための広報・普及啓発活動、
 - ・国・都道府県等において措置されている肝炎に係る諸制度についての周知、が不可欠である。
- なお、肝炎対策について、定量的に課題を把握し、評価を実施するための適切な指標が存在しないため、「肝炎の早期発見・早期かつ適切な治療の推進」について、実際のところの政策の効果・残された課題等、が把握できていないところ。

今後、適正かつ効率的・効果的な肝炎対策の立案・実施に向け、肝炎感染者・患者数やそのうちの自覚者数、自覚の端緒となった検査機会、適切な治療を受けている者の数、適切な治療を受けていない場合の具体的理由等を、詳細に定量的に把握することについて、検討を進める必要がある。

- 肝炎対策の推進に係る今後の方向性については、
 - ・平成22年1月から施行された「肝炎対策基本法」（平成21年法律第97号）により、厚生労働大臣は、「肝炎対策の総合的な推進を図るため、肝炎対策の推進に関する基本的な指針（以下、「基本指針」）を策定」することとされており、策定後は、基本指針に基づき、肝炎対策を推進していくこととなる。
 - ・同法において、基本指針の策定に当たっては、あらかじめ「肝炎患者等及びその家族又は遺族を代表する者、肝炎医療に従事する者並びに学識経験のある者」から構成される「肝炎対策推進協議会の意見を聴くもの」とされているところ。
 - ・平成22年6月から同協議会を開催し、基本指針の策定について意見を聴取しているところであり、協議会意見を踏まえて基本指針を策定する予定。

6. 施策の随時の見直し - 現状把握の取組

厚生労働省では、施策の随時の見直しや将来の企画立案に活かすべく、現状把握の取組を行っており、そのうち主なものは以下のとおりです。

月	件名	内容	その後の対応
6月	肝炎対策推進協議会	第1回（17日）	肝炎対策基本指針策定に当たり、肝炎対策推進協議会の意見を聴取する。
8月	肝炎対策推進協議会	第2回（2日）	

7. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・ 見直しをせず、現状維持

検討中

(2) 税制改正要望について

(3) 機構・定員について

(4) 指標の見直しについて

8. 有識者の知見の活用について

○肝炎対策の推進について

- ・ 今後開催される肝炎対策推進協議会において、平成21年度における肝炎対策に係る実績の評価について意見聴取する予定。

9. 参考

本評価書中で引用した閣議決定、審議会の指摘、総務省による行政評価・監視に基づく勧告、会計検査院による指摘等や各種のデータは以下のサイトで確認できます。

サイト名について特に記載のないものは、厚生労働省ホームページです。

肝炎対策に関すること

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/index.html>

肝炎対策推進協議会資料等

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/kanen.html#top>

10. 添付資料等一覧

本評価書の添付資料は以下のとおりです。また、本評価書中で言及した新しい事業や税制改正要望について、事前評価を実施しているものについては掲載先のURLをあわせて示しています。

別図 政策体系（1-5-1）

別表1-〇 「肝炎対策事業」（事業評価シート）

政策評価体系上の位置付、通し番号		I-5-2-(1)						
事業評価シート								
予算事業名		肝炎対策事業			事業開始年度		平成18年度	
担当部局・課室名 作成責任者		健康局疾病対策課肝炎対策推進室長 伯野 春彦						
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）		肝炎対策基本法 第11条、第12条、第13条、第14条、第17条						
関係する通知、計画等		平成20年3月31日健発第0331001号厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」						
予算体系		(項)感染症対策費 (大事項)感染症予防事業等に必要経費 (目)疾病予防対策事業費等補助金						
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施						
		<input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：）						
		<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔 <input checked="" type="checkbox"/> 直接・ <input type="checkbox"/> 間接〕（補助先：都道府県、独立行政法人等 実施主体：都道府県、肝疾患診療連携拠点病院）						
		<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）						
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳		今後の 活用計画			
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	各都道府県において実施される肝炎対策に関する各種施策の推進及び各都道府県に設置されている肝疾患診療連携拠点病院機能への支援を行うことにより、住民に対する感染予防、早期発見及び早期治療の推進並びに患者支援の推進を図る。						
	対象 (誰/何を対象に)	各都道府県内の住民（肝炎患者、その家族を含む）						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県事業 肝炎対策協議会、肝炎診療従事者研修、ポスター・リーフレット作成、シンポジウム等開催、新聞・中吊り広告、肝炎患者等支援対策 ○ 肝疾患診療連携拠点病院 肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会開催、肝疾患相談センター、肝炎専門医療従事者研修 上記メニュー事業を実施する都道府県又は肝疾患診療連携拠点病院に対する補助。						
コスト	平成22年度予算額			人件費				
	事業費	851,634 百万円		}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数	
	人件費	0 百万円			担当正職員	千円	人	
総計	851,634 百万円		臨時職員他		千円	人		
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額				
	H19(決算額)	25,346		25,346				
	H19(決算上の不用額)	607,688						
	H20(決算額)	186,677		79,610				
	H20(決算上の不用額)	510,821						
	H21(予算(補正込))	879,577						
	H21(決算見込)	403,567		94,898				
	H22予算	851,634						
平成22年度 予算額 (補助金の場合は負担 割合等も)	補助金(国1/2、10/10(独立行政法人等のみ)) ・事務費							

政策評価体系上の位置付、通し番号		I-5-2-(1)				
事業評価シート						
予算事業名	肝炎対策事業		事業開始年度	平成18年度		
担当部局・課室名 作成責任者	健康局疾病対策課肝炎対策推進室室長 伯野 春彦					
事業/制度の 必要性	ウイルス性肝炎は、長期間の経過の後に肝硬変や肝がんを引き起こす可能性があることから、地域における肝炎診療の充実及び向上のため、医療提供体制の確保や患者への情報提供を行う必要がある。また、国民に対して、肝炎に係る感染予防、早期発見及び早期治療を推進するため、シンポジウムの開催など、様々な肝炎に関する普及啓発事業を行う必要がある。					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業						
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担						
アウト プット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		肝炎診療連携拠点病院の設置数（都道府県数） （前年度以上/47）	件	17 【36.2%】	34 【72.3%】	44 【93.6%】
		肝炎診療連携拠点病院等連絡協議会の開催数 （一病院平均）（前年度以上/毎年度）	回	1.3 【-】	1.3 【100.0%】	1.4 【107.7%】
	肝炎診療連携拠点病院肝炎相談センターにお ける相談件数（前年度以上/毎年度）	件	678 【-】	7,187 【1,060.0%】	11,384 【158.4%】	
予算執行率		%	4	26.8	43.4	
アウト カム	達成目標 （指標、達成水準/ 達成時期）、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
事業/制度の 自己評価 （アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及）		肝炎診療連携拠点病院については、すべての都道府県において、原則1箇所指定することとしているが、着実に整備が進んでいると考えられる。また、各拠点病院に設置することとしている肝炎診療連携拠点病院等連絡協議会及び肝炎相談センターについても、その体制等の整備が着実に進んでいると考えられる。				
今後 の 方 向 性	見直しの方向性 （より効率的・効 果的な事業とする 観点から） （担当部局案）	現在、肝炎対策基本法に基づき設置された肝炎対策推進協議会において、肝炎対策の推進に関する基本的な指針を策定するための検討を進めているところである。同協議会における議論等を踏まえ、より効率的・効果的な事業となるよう取り組んでいく。				
	平成23年度予算の 方針（担当部局案）	（見直しの上） （見直しをせず）	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	検討中
比較参考値 （諸外国での類似事業 の例など）						
特記事項 （事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等）		平成18年度 事業創設 平成22年度 肝炎患者等支援対策事業をメニューに追加				

*アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

肝炎対策基本法（平成二十一年法律第九十七号）

目次

前文

第一章 総則（第一条－第八条）

第二章 肝炎対策基本指針（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 肝炎の予防及び早期発見の推進（第十一条・第十二条）

第二節 肝炎医療の均てん化の促進等（第十三条－第十七条）

第三節 研究の推進等（第十八条）

第四章 肝炎対策推進協議会（第十九条・第二十条）

附則

今日、我が国には、肝炎ウイルスに感染し、あるいは肝炎に罹（り）患した者が多数存在し、肝炎が国内最大の感染症となっている。

肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変、肝がんといったより重篤な疾病に進行するおそれがあることから、これらの者にとって、将来への不安は計り知れないものがある。

戦後の医療の進歩、医学的知見の積重ね、科学技術の進展により、肝炎の克服に向けた道筋が開かれてきたが、他方で、現在においても、早期発見や医療へのアクセスにはいまだ解決すべき課題が多く、さらには、肝炎ウイルスや肝炎に対する正しい理解が、国民すべてに定着しているとは言えない。

B型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、又はその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがある。特定の血液凝固因子製剤にC型肝炎ウイルスが混入することによって不特定多数の者に感染被害を出した薬害肝炎事件では、感染被害者の方々に甚大な被害が生じ、その被害の拡大を防止し得なかったことについて国が責任を認め、集団予防接種の際の注射器の連続使用によってB型肝炎ウイルスの感染被害を出した予防接種禍事件では、最終の司法判断において国の責任が確定している。

このような現状において、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保するなど、肝炎の克服に向けた取組を一層進めていくことが求められている。

ここに、肝炎対策に係る施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、肝炎対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びに肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、肝炎対策の基本となる事項を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 肝炎対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 肝炎に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、肝炎の予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。
- 二 何人もその居住する地域にかかわらず等しく肝炎に係る検査（以下「肝炎検査」という。）を受けられることができるようにすること。
- 三 肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者（以下「肝炎患者等」という。）がその居住する地域にかかわらず等しく適切な肝炎に係る医療（以下「肝炎医療」という。）を受けられることができるようにすること。
- 四 前三号に係る施策を実施するに当たっては、肝炎患者等の人権が尊重され、肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮するものとする。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、肝炎対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、肝炎対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(医療保険者の責務)

第五条 医療保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。）は、国及び地方公共団体が講ずる肝炎の予防に関する啓発及び知識の普及、肝炎検査に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、肝炎に関する正しい知識を持ち、肝炎患者等が肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮するとともに、肝炎の予防に必要な注意を払うよう努め、必要に応じ、肝炎検査を受けよう努めなければならない。

(医師等の責務)

第七条 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずる肝炎対策に協力し、肝炎の予防に寄与するよう努めるとともに、肝炎患者等の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な肝炎医療を行うよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、肝炎対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 肝炎対策基本指針

(肝炎対策基本指針の策定等)

第九条 厚生労働大臣は、肝炎対策の総合的な推進を図るため、肝炎対策の推進に関する基本的な指針（以下「肝炎対策基本指針」という。）を策定しなければならない。

2 肝炎対策基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向
- 二 肝炎の予防のための施策に関する事項
- 三 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- 四 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項
- 五 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項
- 六 肝炎に関する調査及び研究に関する事項
- 七 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
- 八 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項
- 九 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、肝炎対策基本指針を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、肝炎対策推進協議会の意見を聴くものとする。

4 厚生労働大臣は、肝炎対策基本指針を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、肝炎医療に関する状況の変化を勘案し、及び肝炎対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、肝炎対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、肝炎対策基本指針の変更について準用する。

(関係行政機関への要請)

第十条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、肝炎対策基本指針の策定のための資料の提出又は肝炎対策基本指針において定められた施策であって当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができ

る。

第三章 基本的施策

第一節 肝炎の予防及び早期発見の推進

(肝炎の予防の推進)

第十一条 国及び地方公共団体は、肝炎の予防に関する啓発及び知識の普及その他の肝炎の予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(肝炎検査の質の向上等)

第十二条 国及び地方公共団体は、肝炎の早期発見に資するよう、肝炎検査の方法等の検討、肝炎検査の事業評価の実施、肝炎検査に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他の肝炎検査の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、肝炎検査の受検率の向上に資するよう、肝炎検査に関する普及啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

第二節 肝炎医療の均てん化の促進等

(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成)

第十三条 国及び地方公共団体は、インターフェロン治療等の抗ウイルス療法、肝庇護療法その他の肝炎医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(医療機関の整備等)

第十四条 国及び地方公共団体は、肝炎患者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な肝炎医療を受けることができるよう、専門的な肝炎医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、肝炎患者等に対し適切な肝炎医療が提供されるよう、前項の医療機関その他の医療機関の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(肝炎患者の療養に係る経済的支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、肝炎患者が必要に応じ適切な肝炎医療を受けることができるよう、肝炎患者に係る経済的な負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとする。

(肝炎医療を受ける機会の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、肝炎患者が肝炎医療を受けるに当たって入院、通院等に支障がないよう医療機関、肝炎患者を雇用する者その他の関係する者間の連携協力体制を確保することその他の肝炎患者が肝炎医療を受ける機会の確保のために必要な施策を講ずるとともに、医療従事者に対する肝炎患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他の肝炎患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備等)

第十七条 国及び地方公共団体は、肝炎医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、肝炎患者等、その家族及びこれらの者の関係者に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

第三節 研究の推進等

第十八条 国及び地方公共団体は、革新的な肝炎の予防、診断及び治療に関する方法の開発その他の肝炎の罹患率及び肝炎に起因する死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、肝炎医療を行う上で特に必要性が高い医薬品及び医療機器の早期の薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びに肝炎医療に係る標準的な治療方法の開発に係る臨床研究が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 肝炎対策推進協議会

第十九条 厚生労働省に、肝炎対策基本指針に関し、第九条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、肝炎対策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第二十条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

2 協議会の委員は、肝炎患者等及びその家族又は遺族を代表する者、肝炎医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 協議会の委員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

(肝硬変及び肝がんに関する施策の実施等)

第二条 国及び地方公共団体は、肝硬変及び肝がんに関し、その治療を行う上で特に必要性が高い医薬品及び医療機器の早期の薬事法の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びに新たな治療方法の研究開発の促進その他治療水準の向上が図られるための環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

2 肝炎から進行した肝硬変及び肝がんの患者に対する支援の在り方については、これらの患者に対する医療に関する状況を勘案し、今後必要に応じ、検討が加えられるものとする。

肝炎対策推進協議会令(平成 21 年政令第 309 号)

(委員の任期)

第 1 条 肝炎対策推進協議会(以下「協議会」という。)の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 2 条 協議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第 3 条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(議事)

第 4 条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、厚生労働省健康局疾病対策課において処理する。

(雑則)

第 6 条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

肝炎対策推進協議会運営規程

(平成二十二年六月十七日肝炎対策推進協議会決定)

肝炎対策推進協議会令（平成二十一年政令三〇九号）第六条の規定に基づき、この規程を制定する。

(会議)

第一条 肝炎対策推進協議会（以下「協議会」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員及び議事に関係のある専門委員に通知するものとする。
- 3 会長は、議長として協議会の議事を整理する。

(会議の公開)

第二条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第三条 協議会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した委員及び専門委員の氏名
 - 三 議事となった事項
- 2 議事録は、公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
 - 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(委員会の設置)

第四条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に諮って委員会を設置することができる。

- 2 委員会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 委員会に委員長を置き、当該委員会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 4 委員長は、当該委員会の事務を掌理する。
- 5 委員長に事故があるときは、当該委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(雑則)

第五条 この規程に定めるもののほか、協議会又は委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長又は委員長が定める。

社団法人日本経済団体連合会会長 御手洗 富士夫 殿

ウイルス性肝炎に関する経済界への協力要請書

日頃から、肝炎対策の推進について格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国内最大の感染症と言われているウイルス性肝炎の早期発見、早期治療のためには、検査や治療を受けやすい環境の整備が重要です。特に、インターフェロン治療は、病気の根治が可能で大変有効な治療法ですが、一般的に、

- ・ 治療当初に二週間程度の入院が必要であること
- ・ ほぼ毎週の通院が必要であること（約一年間）
- ・ 高熱や全身倦怠感、抑うつ等の強い副作用を伴うことが多いこと

等の特徴があり、早期の治療をためらう方がいらつしやいます。日頃、仕事に従事している労働者の皆さんが、治療を受けやすい環境を作るためには、事業者の方々の御協力が不可欠です。

つきましては、

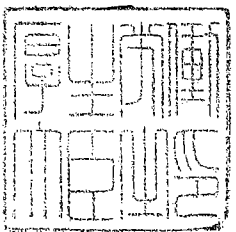
- 一、労働者に対して、肝炎ウイルス検査を受けることの意義を周知し、検査の受診を呼び掛けること。
- 一、インターフェロン治療のための入院・通院や副作用等で就労できない労働者に対して、休暇の付与等、特段の配慮をすること。

一、職場や採用選考時において、肝炎の患者・感染者が差別を受けることのないよう、正しい理解の普及を図ること。について貴会におかれましても深い御理解を賜りますとともに、会員団体・企業における取組を促していただきますよう、特段の御配慮を、お願い申し上げます。

平成二十年十二月一九日

厚生労働大臣

舛添 要



都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

肝炎対策への協力について

肝炎対策については、肝炎対策に関する有識者会議報告書(平成13年3月)に基づき、現在、順次推進しているところであり、平成14年度に、老人保健法(昭和57年法律第80号)に基づく健康診査や政府管掌健康保険の生活習慣病予防健診に肝炎ウイルス検査が追加されるなど、肝炎ウイルス検査の実施機会が拡大されたところである。上記報告書における今後の肝炎対策の考え方に立って、労働者が様々な機会を通じて自らの感染の状況を把握し、必要な医療や相談指導を受けることを肝炎対策として進めるため、別紙の通り、社団法人日本医師会長及び全国労働衛生団体連合会会長に対し受診勧奨等の周知についての協力を依頼し、併せて事業者団体の長に対し、肝炎対策への協力を要請したので、各局においても関係団体に対し、下記事項について協力を要請されたい。また、貴局管内の地域産業保健センターにも周知されたい。

記

- 1 労働安全衛生法に基づく健康診断に際して健康診断機関等が行う肝炎ウイルス検査の受診勧奨に関して、必要な便宜を図るとともに、労働者の肝炎ウイルス検査受診に対して、受診機会拡大の観点からの特段の配慮を要請すること。
- 2 労働安全衛生法に基づく健康診断の機会をとらえて肝炎ウイルス検査を実施する場合は、労働者の個別の同意に基づいて実施するとともに、その結果については当該検査を実施した医療機関から直接本人に通知するものとし、本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、その取扱いにつきプライバシー保護に十分な配慮を要請すること。なお、肝炎ウイルス検査は労働安全衛生法に基づく健康診断項目には該当しないが、同法に基づく健康診断の結果をうけて、精密検査として肝炎ウイルス検査が実施されることも考えられる。この場合には、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針公示第1号(平成8年10月1日)の2の(4)のハ中「事業者は(中略)再検査又は精密検査を行う必要のある労働者に対して、意見を聴く医師等に当該検査の結果を提出するよう働きかけることが適当である。」とされているところであるが、この働きかけは、労働者の意思に従って行うことに留意願うこと。

社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、肝炎対策に関する有識者会議報告書（平成 13 年 3 月）に基づき、現在、肝炎対策を順次推進しているところであり、平成 14 年度に、老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく健康診査や政府管掌健康保険の生活習慣病予防健診に肝炎ウイルス検査が追加されるなど、肝炎ウイルス検査が実施される機会が拡大されました。

上記報告書における今後の肝炎対策の考え方に立って、労働者が様々な機会を通じて自らの感染の状況を把握し、必要な医療や相談指導を受けることを肝炎対策として進めるため、広く労働者に対する自発的な肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知を行うこととしました。

つきましては、会員医師の皆様に対し、下記につき周知方お願いいたします。

なお、肝炎ウイルス検査の受診勧奨時における説明用資料の参考として別紙を作成しましたので、配布など適宜ご活用をお願いします。

記

- 1 一生に一度何らかの機会に自身の肝炎ウイルス保有の有無を確認することの意義を広く事業者、労働者に周知するとともに、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく健康診断に際して過去に肝炎ウイルス検査を受けたことのない労働者については、その受診を促すこと。
- 2 労働安全衛生法に基づく健康診断の結果、肝炎ウイルス感染が疑われる場合には、当該労働者に対し肝炎ウイルス検査の意義を説明し、受診を促すこと。
- 3 肝炎ウイルス検査の取扱いについてはプライバシーに十分配慮することとし、労働安全衛生法に基づく健康診断に併せて肝炎ウイルス検査を実施する場合には、その結果については本人に対し直接通知すること。また、同法に基づく健康診断の結果実施される精密検査における肝炎ウイルス検査の取扱いにも留意する等の配慮を行うこと。

社団法人全国労働衛生団体連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、肝炎対策に関する有識者会議報告書（平成 13 年 3 月）に基づき、現在、肝炎対策を順次推進しているところであり、平成 14 年度に、老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく健康診査や政府管掌健康保険の生活習慣病予防健診に肝炎ウイルス検査が追加されるなど、肝炎ウイルス検査が実施される機会が拡大されました。

上記報告書における今後の肝炎対策の考え方に立って、労働者が様々な機会を通じて自らの感染の状況を把握し、必要な医療や相談指導を受けることを肝炎対策として進めるため、広く労働者に対する自発的な肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知を行うこととしました。

つきましては、貴連合会の会員機関並びに総合精度管理事業参加機関に対し、下記につき周知方お願いいたします。

なお、肝炎ウイルス検査の受診勧奨時における説明用資料の参考として別紙を作成しましたので、配布など適宜ご活用をお願いします。

記

- 1 一生に一度何らかの機会に自身の肝炎ウイルス保有の有無を確認することの意義を広く事業者、労働者に周知するとともに、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく健康診断に際して過去に肝炎ウイルス検査を受けたことのない労働者については、その受診を促すこと。
- 2 労働安全衛生法に基づく健康診断の結果、肝炎ウイルス感染が疑われる場合には、当該労働者に対し肝炎ウイルス検査の意義を説明し、受診を促すこと。
- 3 肝炎ウイルス検査の取扱いについてはプライバシーに十分配慮することとし、労働安全衛生法に基づく健康診断に併せて肝炎ウイルス検査を実施する場合には、その結果については本人に対し直接通知すること。また、同法に基づく健康診断の結果実施される精密検査における肝炎ウイルス検査の取扱いにも留意する等の配慮を行うこと。

別記事業者団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

肝炎対策への協力について（要請）

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、肝炎対策に関する有識者会議報告書（平成 13 年 3 月）に基づき、現在、肝炎対策を順次推進しているところであり、平成 14 年度に、老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく健康診査や政府管掌健康保険の生活習慣病予防健診に肝炎ウイルス検査が追加されるなど、肝炎ウイルス検査の実施機会が拡大されました。

上記報告書における今後の肝炎対策の考え方に立って、労働者が様々な機会を通じて自らの感染の状況を把握し、必要な医療や相談指導を受けることを肝炎対策として進めるため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく健康診断に際して広く労働者に対する自発的な肝炎ウイルス検査の受診勧奨を行うこととしました。このため、本件につき日本医師会長及び全国労働衛生団体連合会会長に対して別紙のとおり協力依頼いたしました。

つきましては、貴団体の関係事業者に対して、下記につき周知方ご協力お願いいたします。

記

- 1 労働安全衛生法に基づく健康診断に際して健康診断機関等が行う肝炎ウイルス検査の受診勧奨に関して、必要な便宜を図るとともに、労働者の肝炎ウイルス検査受診に対して、受診機会拡大の観点からの特段のご配慮をお願いしたいこと。
- 2 労働安全衛生法に基づく健康診断の機会をとらえて肝炎ウイルス検査を実施する場合は、労働者の個別の同意に基づいて実施するとともに、その結果については当該検査を実施した医療機関から直接本人に通知するものとし、本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、その取扱いにつきプライバシー保護に十分なご配慮をお願いしたいこと。

なお、肝炎ウイルス検査は労働安全衛生法に基づく健康診断項目には該当しないが、同法に基づく健康診断の結果をうけて、精密検査として肝炎ウイルス検査が実施されることも考えられる。この場合には、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針公示第 1 号（平成 8 年 10 月 1 日）の 2 の（4）のハ中「事業者は（中略）再検査又は精密検査を行う必要のある労働者に対して、意見を聴く医師等に当該検査の結果を提出するよう働きかけることが適当である。」とされているところであるが、この働きかけは、労働者の意思に従って行うことにご留意願いたいこと。

(例) 次のような方は 肝炎ウイルス検査を受けましょう

過去に一度も肝炎ウイルス検査を受けたことのない方は、一度は検査を受ける機会をもちましょう。また、下記の方は、感染の可能性が一般の方々より高く、早めの検査を受けてください。

- a. 1992（平成4）年以前に輸血を受けた方
- b. 長期に血液透析を受けている方
- c. 輸入非加熱血液凝固因子製剤を投与された方
- d. c. と同等のリスクを有する非加熱凝固因子製剤を投与された方
- e. フィブリノゲン製剤（フィブリン糊としての使用を含む。）を投与された方
- f. 大きな手術を受けた方
- g. 臓器移植を受けた方
- h. 薬物濫用者、入れ墨をしている方
- i. ボディピアスを施している方
- j. その他（過去に健康診断等で肝機能検査の異常を指摘されていたが、その後肝炎の検査を実施していない方、感染率の高い地域に住んでいる方等）

C型肝炎とは？

C型肝炎は肝臓の病気です。肝炎になると、肝臓の細胞が壊れて、肝臓の働きが悪くなります。C型肝炎は、適切な治療を行うことで病気の進展をとめたり、遅くすることができますので、きちんと検査をして病気を早く発見することが大切です。

日常生活の場では、新たにC型肝炎ウイルス（HCV）に感染することはほとんどなく、通常は毎年繰り返してC型肝炎ウイルス検査を受ける必要はありません。感染の有無を確認するには、正しい検査を一生に一度受ければ良いとされています。C型肝炎の主な特徴は次のとおりです。

- ・血液を介して感染し、日常生活ではほとんど感染しません。
- ・持続感染者数は全国で100～200万人と推定されています。
- ・C型急性肝炎の多くは慢性化し、経過とともに肝硬変、肝がんになる人がいます。慢性化すると、自然治癒はまれです。
- ・40歳代前後から肝炎が進行し、60～65歳から肝がんの発生が急増すると報告されています。
- ・肝硬変、肝がんによる死亡（平成11年約4,5万人）のうち約7割以上がC型肝炎ウイルスの持続感染によるものです。

なお、B型肝炎については、母子感染以外で持続感染者となることはまれであり、特に母子感染対策を開始した昭和61年以降に生まれた世代での持続感染者はほとんどないことが知られています。

（紹介先）

- (財)建設業振興基金
- (財)石炭エネルギーセンター
- (社)セメント協会
- (社)日本洗淨協会
- (社)ピール協会
- (社)プレストレストコンクリート建設業協会
- (社)プレハブ建築協会
- (社)建築業協会
- (社)信託協会
- (社)生命保険協会
- (社)全国クレーン建設業協会
- (社)全国火薬類保安協会
- (社)全国警備業協会
- (社)全国建設業協会
- (社)全国建設専門工事業団体連合会
- (社)全国建築コンクリートブロック工業会
- (社)全国乗用自動車連合会
- (社)全国地方銀行協会
- (社)全国中小建設業協会
- (社)全国中小建築工事業団体連合会
- (社)全国都市清掃会議
- (社)全日本トラック協会
- (社)全日本鍛造協会
- (社)大日本水産会
- (社)電信電話工業協会
- (社)日本ガス協会
- (社)日本ゴルフ場事業協会
- (社)日本ベアリング工業会
- (社)日本海洋開発建設協会
- (社)日本機械工業連合会
- (社)日本強靱鉄鋼協会
- (社)日本橋梁建設協会
- (社)日本金属プレス工業協会
- (社)日本空調衛生工事業協会
- (社)日本建設業経営協会

(社)日本建設業団体連合会
(社)日本建設躯体工事業団体連合会
(社)日本建設大工工事業協会
(社)日本港運協会
(社)日本左官業組合連合会
(社)日本砂利協会
(社)日本碎石協会
(社)日本在外企業協会
(社)日本産業機械工業会
(社)日本証券業協会
(社)日本石綿協会
(社)日本船主協会
(社)日本造園建設業協会
(社)日本造園組合連合会
(社)日本造船工業会
(社)日本中小型造船工業会
(社)日本鉄鋼連盟
(社)日本鉄道建設業協会
(社)日本電気工業会
(社)日本電設工業協会
(社)日本電力建設業協会
(社)日本塗装工業会
(社)日本土木工業協会
(社)日本道路建設業協会
(社)日本蔦工業連合会
(社)日本埋立浚渫協会
(社)日本民営鉄道協会
(社)日本民間放送連盟
せんい強化セメント板協会
外航労務協会
紙・パルプ経営者懇談会
自動車産業経営者連盟
政府関係特殊法人連絡協議会
石油化学工業協会
石油業経営者懇談会
石油連盟

全国ビルメンテナンス協会
全国管工事業協同組合連合会
全国基礎工業協同組合連合会
全国建設業協同組合連合会
全国紙器工業組合連合会
全国森林組合連合会
全国生コンクリート工業組合連合会
全国素材生産業協同組合連合会
全国段ボール工業組合連合会
全国中小企業団体中央会
全国通運協会
全国農業協同組合連合会
全国木材組合連合会
全日本紙製品工業組合
損害保険経営者懇談会
通信工業連盟
電気事業連合会
電線工業経営者連盟
都市銀行懇話会
東京商工会議所
日本アンモニア協会
日本ゴム工業会
日本ソーダ工業会
日本ダンボール工業会
日本チエーンストア協会
日本化学工業協会
日本化学繊維協会
日本火薬工業会
日本経済団体連合会
日本鉱業協会
日本鋼橋梁塗装専門会
日本自動車工業会
日本商工会議所
日本醤油協会
日本伸銅協会
日本新聞協会

日本生活協同組合連合会
日本製糸協会
日本鉄道車輛工業会
日本百貨店協会
日本紡績協会
日本麻紡績協会
日本羊毛紡績会
(財)21世紀職業財団
(財)勤労者リフレッシュ事業振興財団
(財)高年齢者雇用開発協会
(財)産業医学振興財団
(財)中小企業労働福祉協会
(社)全国労働保健事務組合
(社)日本作業環境測定協会
(社)日本人材派遣協会
(社)日本保安用品協会
(社)日本労働安全衛生コンカク外会
建設業労働災害防止協会
鉱業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
中央労働災害防止協会
働く人の健康づくり協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会

基発第1208002号
職発第1208002号
平成16年12月 8日

各都道府県労働局 }
各都道府県 } の長 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省職業安定局長

職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について

この度、過去に投与されたフィブリノゲン製剤により肝炎ウイルスに感染し、その感染を自覚していない者がいる可能性があることから、製剤を投与された者などに対し「C型肝炎等緊急総合対策」等で整備した検査体制の利用又は医療機関への受診を呼びかけることとした。

この一環として、今般、三菱ウェルファーマ社においてフィブリノゲン製剤を納入したとされる医療機関の名称等が、12月9日に公表される予定である。

については、今回の公表を契機として総合的な肝炎対策とウイルス性肝炎に関する情報の適正な取扱いがより一層推進されることとなるよう、「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項」を別添のように定め、事業場におけるウイルス性肝炎に対する適切な対応を促進することとしたところである。

貴職におかれては、以上の状況を踏まえ、種々の機会を捉えて本留意事項の周知に努められたい。

基発第1208003号
職発第1208003号
平成16年12月 8日

別記事業者団体及び関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省職業安定局長

職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について

この度、過去に投与されたフィブリノゲン製剤により肝炎ウイルスに感染し、その感染を自覚していない者がいる可能性があることから、製剤を投与された者などに対し「C型肝炎等緊急総合対策」等で整備した検査体制の利用又は医療機関への受診を呼びかけることといたしました。

この一環として、今般、三菱ウェルファーマ社においてフィブリノゲン製剤を納入したとされる医療機関の名称等が、12月9日に公表される予定です。

つきましては、今回の公表を契機として総合的な肝炎対策とウイルス性肝炎に関する情報の適正な取扱いがより一層推進されることとなるよう、「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項」を別添のように定め、事業場におけるウイルス性肝炎に対する適切な対応を促進することとしたところです。

貴職におかれては、以上の状況を踏まえ、種々の機会を捉えて留意事項の周知をお願いするとともに、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知方ご協力をお願いいたします。

別記 事業者団体及び関係団体の長 名簿 (事業者団体分)

社団法人日本経済団体連合会会長
東京商工会議所会頭
日本商工会議所会頭
全国中小企業団体中央会会長
都市銀行懇話会会長
社団法人全国地方銀行協会会長
社団法人信託協会会長
社団法人生命保険協会会長
社団法人日本証券業協会会長
損害保険経営者懇談会会長
政府関係特殊法人連絡協議会専務理事
外航労務協会会長
社団法人日本在外企業協会会長
石油連盟会長
石油化学工業協会会長
石油業経営者懇談会会長
日本麻紡績協会会長
日本ゴム工業会会長
日本化学工業協会会長
日本ソーダ工業会会長
日本化学繊維協会会長
社団法人日本ガス協会会長
日本鉱業協会会長
財団法人石炭エネルギーセンター会長
電気事業連合会会長
電線工業経営者連盟理事
社団法人電信電話工事協会会長
社団法人日本機械工業連合会会長
社団法人日本産業機械工業会会長
日本自動車工業会会長
社団法人日本ベアリング工業会会長
日本伸銅協会会長
日本紡績協会会長
日本製糸協会会長
日本羊毛紡績会会長
社団法人日本石綿協会会長
せんい強化セメント板協会会長
社団法人日本船主協会会長
社団法人日本造船工業会会長
電機・電子・情報通信産業経営者連盟理事長
社団法人日本民営鉄道協会会長
社団法人日本民間放送連盟会長
日本肥料アンモニア協会会長
全国農業協同組合連合会会長
社団法人大日本水産会会長
日本醤油協会会長
ビール酒造組合の長
日本火薬工業会会長
社団法人日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会会長
社団法人日本中小型造船工業会会長
社団法人全国火薬類保安協会会長
社団法人日本洗浄技能開発協会理事長

日本鉄道車輛工業会会長
 紙・パルプ経営者懇談会会長
 日本段ボール工業会会長
 全国段ボール工業組合連合会理事長
 全日本紙製品工業組合会長
 全日本紙器ダンボール箱工業組合連合会会長
 社団法人全国建築コンクリートブロック工業会会長
 全国生コンクリート工業組合連合会会長
 社団法人日本金属プレス工業協会会長
 社団法人日本鍛造協会会長
 社団法人日本鉄鋼連盟会長
 社団法人セメント協会会長
 社団法人日本碎石協会会長
 社団法人日本砂利協会会長
 社団法人日本建設業団体連合会会長
 社団法人全国建設業協会会長
 社団法人全国中小建設業協会会長
 社団法人全国中小建築工事業団体連合会会長
 全国基礎工業協同組合連合会会長
 社団法人日本土木工業協会会長
 社団法人建築業協会会長
 社団法人日本道路建設業協会会長
 社団法人日本電力建設業協会会長
 社団法人日本鉄道建設業協会会長
 財団法人建設業振興基金
 社団法人日本理立浚渫協会会長
 社団法人日本電設工業協会会長
 社団法人日本空調衛生工事業協会会長
 全国管工事業協同組合連合会会長
 社団法人日本塗装工業会会長
 社団法人日本左官業組合連合会会長
 社団法人日本鳶工業連合会会長
 社団法人全国建設専門工事業団体連合会会長
 社団法人プレハブ建築協会会長
 社団法人プレストレストコンクリート建設業協会会長
 全国建設業協同組合連合会会長
 社団法人日本橋梁建設協会会長
 社団法人全国クレーン建設業協会会長
 社団法人日本造園建設業協会会長
 社団法人日本海洋開発建設協会会長
 社団法人日本建設大工工事業協会会長
 社団法人日本建設業経営協会会長
 社団法人日本建設躯体工事業団体連合会会長
 社団法人日本造園組合連合会会長
 社団法人全日本トラック協会会長
 社団法人日本港運協会会長
 社団法人全国乗用自動車連合会会長
 全国通運協会会長
 全国森林組合連合会会長
 全国素材生産業協同組合連合会会長
 全国木材組合連合会会長
 社団法人日本新聞協会会長
 日本百貨店協会会長
 日本チェーンストア協会会長

日本生活協同組合連合会会長
 社団法人全国ビルメンテナンス協会会長
 社団法人全国都市清掃会議会長
 社団法人全国警備業協会会長
 社団法人日本ゴルフ場事業協会理事長
 社団法人日本強靱鉄協会会長
 全国中小企業団体総連合 の長
 日本中小企業団体連盟 の長
 全国商工会連合会 の長
 全国商工団体連合会 の長
 経済同友会 の長
 全日本商店街連合会 の長
 全国商店街振興組合連合会 の長
 日本専門店会連盟 の長
 日本製糖協会 の長
 精糖工業会 の長
 日本酒造組合中央会 の長
 日本洋酒酒造組合 の長
 日本綿スフ織物工業連合会 の長
 日本染色協会 の長
 日本絹人織物工業会 の長
 日本毛織工業協会 の長
 日本出版協会 の長
 印刷工業会 の長
 日本製薬団体連合会 の長
 カメラ映像機器工業会 の長
 日本自動車タイヤ協会 の長
 日本硝子製品工業会 の長
 日本陶業連盟 の長
 日本製罐協会 の長
 日本自動車機械工具協会 の長
 日本工作機械工業会 の長
 全国木工機械工業会 の長
 日本電機工業会 の長
 電子情報技術産業協会 の長
 日本運搬車両機器協会 の長
 日本自動車車体工業会 の長
 日本航空宇宙工業会 の長
 日本計量機器工業連合会 の長
 日本光学工業協会 の長
 写真感光材料工業会 の長
 日本時計協会 の長
 日本バス協会 の長
 全国通運業連合会 の長
 全日本航空事業連合会 の長
 日本倉庫協会 の長
 日本貿易会 の長
 日本自動車販売協会連合会 の長
 日本セルフ・サービス協会 の長
 全国銀行協会 の長
 第二地方銀行協会 の長
 全国信用金庫協会 の長
 全国労働金庫協会 の長
 日本商品先物取引協会 の長

日本損害保険協会	の長
全国共済農業協同組合連合会	の長
不動産協会	の長
日本ホテル協会	の長
日本旅行業協会	の長
日本広告業協会	の長
全日本広告連盟	の長
全国農業協同組合中央会	の長
日本産業訓練協会	の長
日本食糧協会	の長

別記 事業者団体及び関係団体の長 名簿（関係団体分）

中央労働災害防止協会会長
独立行政法人労働者健康福祉機構理事長
独立行政法人雇用・能力開発機構理事長
社団法人日本歯科医師会会長
社団法人日本作業環境測定協会会長
財団法人産業医学振興財団理事長
学校法人産業医科大学理事長
社団法人日本ボイラ協会会長
社団法人日本クレーン協会会長
社団法人日本化学物質安全・情報センター会長
社団法人ボイラ・クレーン安全協会会長
財団法人日本小型貫流ボイラー協会会長
社団法人仮設工業会会長
社団法人産業安全技術協会会長
社団法人日本ボイラ整備据付協会会長
財団法人安全衛生技術試験協会理事長
社団法人建設荷役車両安全技術協会会長
社団法人全国登録教習機関協会会長
社団法人全国労働基準関係団体連合会会長
社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会会長
社団法人合板仮設安全技術協会会長
財団法人全国安全会議議長
社団法人全国建設業労災互助会理事長
社団法人日本港湾福利厚生協会会長
社団法人日本産業衛生学会理事長
財団法人日本中小企業福祉事業財団理事長
社団法人日本保安用品協会会長
財団法人建設業福祉共済財団理事長
社団法人全国労働保険事務組合連合会会長
全国社会保険労務士会連合会会長
財団法人健康・体力づくり事業財団理事長
財団法人全日本交通安全協会会長
財団法人日本消防協会会長
独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長
財団法人あしたの日本を創る協会会長
財団法人地方公務員安全衛生推進協会理事長
財団法人勤労者リフレッシュ事業振興財団会長
社団法人日本産業カウンセラー協会会長
財団法人21世紀職業財団会長
財団法人港湾労働安定協会会長
社団法人日本人材派遣協会会長
財団法人高年齢者雇用開発協会会長
首都高速道路公団理事長
成田国際空港株式会社会長
地域振興整備公団総裁
都市基盤整備公団総裁
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長
日本道路公団総裁
阪神高速道路公団理事長
本州四国連絡橋公団総裁
独立行政法人水資源機構理事長
独立行政法人緑資源機構理事長

日本郵政公社総裁
東京地下鉄株式会社社長
日本下水道事業団理事長
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長
中央職業能力開発協会会長
全国市長会会長
全国町村会会長

基発第1208004号

職発第1208004号

平成16年12月 8日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省職業安定局長

職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について

この度、過去に投与されたフィブリノゲン製剤により肝炎ウイルスに感染し、その感染を自覚していない者がいる可能性があることから、製剤を投与された者などに対し「C型肝炎等緊急総合対策」等で整備した検査体制の利用又は医療機関への受診を呼びかけることといたしました。

この一環として、今般、三菱ウェルファーマ社においてフィブリノゲン製剤を納入したとされる医療機関の名称等が、12月9日に公表される予定です。

つきましては、今回の公表を契機として総合的な肝炎対策とウイルス性肝炎に関する情報の適正な取扱いがより一層推進されることとなるよう、「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項」を別添のように定め、事業場におけるウイルス性肝炎に対する適切な対応を促進することとしたところです。

貴職におかれては、以上の状況を踏まえ、種々の機会を捉えて本留意事項の周知をお願いするとともに、産業保健活動に携わっておられる方々をはじめとする会員医師の皆様に対して、周知方ご協力をお願いいたします。

基発第1208005号
職発第1208005号
平成16年12月 8日

社団法人全国労働衛生団体連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省職業安定局長

職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について

この度、過去に投与されたフィブリノゲン製剤により肝炎ウイルスに感染し、その感染を自覚していない者がいる可能性があることから、製剤を投与された者などに対し「C型肝炎等緊急総合対策」等で整備した検査体制の利用又は医療機関への受診を呼びかけることといたしました。

この一環として、今般、三菱ウェルファーマ社においてフィブリノゲン製剤を納入したとされる医療機関の名称等が、12月9日に公表される予定です。

つきましては、今回の公表を契機として総合的な肝炎対策とウイルス性肝炎に関する情報の適正な取扱いがより一層推進されることとなるよう、「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項」を別添のように定め、事業場におけるウイルス性肝炎に対する適切な対応を促進することとしたところです。

貴職におかれては、以上の状況を踏まえ、種々の機会を捉えて本留意事項の周知をお願いするとともに、貴連合会の会員機関並びに総合精度管理事業参加機関に対して、周知方ご協力をお願いいたします。

職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項

1. 趣 旨

ウイルス性肝炎は、通常の業務において労働者が感染したり、感染者が他の労働者に感染させたりすることは考えられず、また多くの場合肝機能が正常である状態が続くことから、基本的に就業に当たっての問題はない。

一方で、ウイルス性肝炎の早期発見、早期治療を推進するとともに、事業場において肝炎ウイルス感染者に対する適切な対応を図る観点から、事業者は以下に示す事項に留意する必要がある。

2. 肝炎ウイルス検査について

我が国のC型肝炎ウイルスの持続感染者は、100万人から200万人存在すると推定され、症状がないために、自分自身の感染を把握していない者が多く、何ら治療等がなされないまま数十年後に肝硬変や肝がんへ移行するものがあるとされている。ウイルス性肝炎は早期に適切な治療を行うことで、完治したり、発症・進展を遅らせたりすることが可能なことから、厚生労働省では、自らの肝炎ウイルス保有の有無を確認することを勧奨している。

このため、事業者に対しても労働者が希望する場合においては、職域において実施される様々な健康診断等の際に肝炎ウイルスの検査を受診することや、自治体等が実施している肝炎ウイルス検査等を受診できるよう配慮することが望まれる。

なお、事業者が労働安全衛生法に基づく健康診断の機会をとらえて肝炎ウイルス検査を実施する場合は、労働者の個別の同意に基づいて実施するとともに、その結果については当該検査を実施した医療機関から直接本人に通知するものとし、本人の同意なく本人以外の者が不用意に健診受診の有無や結果などを知ることのないよう十分に配慮する必要がある。

3. 雇用管理等について

(1) 採用に当たって

事業者は、労働者の採用選考を行うに当たって、応募者の適性・能力を判断する上で真に合理的かつ客観的必要性がある場合を除き、肝炎ウイルス検査を行わないこと。

なお、真に必要な場合であっても、応募者に対して検査内容とその必要性についてあらかじめ十分な説明を行ったうえで実施する必要がある。

(2) 就業上の配慮について

ウイルス性肝炎は、多くの場合肝炎ウイルスが体内に持続的に存在していながら、数十年間、特に自覚症状もなく、肝機能も正常である状態が続く。したがって、そのような労働者のための就業上の配慮は特に必要はなく、また処遇について他の労働者と異なる扱いをする理由はない。もとより肝炎ウイルスに感染していることそれ自体は就業禁止や解雇の理由とならないことは言うまでもないものである。

また、肝炎ウイルスによる症状が見られる労働者については、他の病気を有する労働者と同様に、その病状等に応じ、必要に応じて産業医等と相談の上、合理的な就業上の配慮が必要である。

基発第0401026号
平成20年4月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について

肝炎対策については、「肝炎対策への協力について」（平成14年6月21日付け基発第0621007号）及び「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について」（平成16年12月8日付け基発第1208002号、職発第1208002号）により通知しているところである。

今般、ウイルス性肝炎対策について、平成20年度より新たにB型及びC型肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成が開始される予定であることから、これを契機として、肝炎の総合的な対策をより一層推進するため、肝炎ウイルスに感染した可能性のある方々に一日も早く検査・治療を受けていただくよう、別紙のとおり、事業者団体の長、関係団体の長及び全国労働衛生団体連合会会長に対し、労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知を依頼したところである。

については、各局においても、以上の状況を踏まえ、関係団体に対し、下記事項について協力を要請されたい。

記

- 1 ウイルス性肝炎は、早期発見・早期治療が重要であることから、労働者に対して肝炎ウイルス検査（以下「検査」という。）の意義を周知するとともに、必要に応じ検査を受診するよう呼びかけること。
- 2 記の1の呼びかけに際しては、労働者に対し別添についても周知すること。
- 3 労働者が検査の受診を希望する場合には、受診機会拡大の観点からの特段の配慮を行うこと。
- 4 本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、プライバシー保護に十分な配慮をすること。

基発第0401027号
平成20年4月1日

別記事業者団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、肝炎対策については、「肝炎対策への協力について（要請）」（平成14年6月21日基発第0621007号）及び「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について」（平成16年12月8日付け基発第1208003号、職発第1208003号）により協力を要請しているところです。

今般、ウイルス性肝炎対策について、平成20年度より新たにB型及びC型肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成が開始される予定であることから、これを契機として、肝炎の総合的な対策をより一層推進するため、肝炎ウイルスに感染した可能性のある方々に一日も早く検査・治療を受けていただくよう、改めて、労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知を行うこととしました。

つきましては、貴団体の関係事業者に対して、下記事項につき周知方御協力をお願いいたします。

記

- 1 ウイルス性肝炎は、早期発見・早期治療が重要であることから、労働者に対して肝炎ウイルス検査（以下「検査」という。）の意義を周知するとともに、必要に応じ検査を受診するよう呼びかけること。
- 2 記の1の呼びかけに際しては、労働者に対し別添についても周知すること。
- 3 労働者が検査の受診を希望する場合には、受診機会拡大の観点からの特段の配慮を行うこと。
- 4 本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、プライバシー保護に十分配慮すること。

基発第0401028号
平成20年4月1日

別記関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、肝炎対策については、「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について」（平成16年12月8日付け基発第1208003号、職発第1208003号）により協力を要請しているところです。

今般、ウイルス性肝炎対策について、平成20年度より新たにB型及びC型肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成が開始される予定であることから、これを契機として、肝炎の総合的な対策をより一層

推進するため、肝炎ウイルスに感染した可能性のある方々に一日も早く検査・治療を受けていただくよう、改めて、労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知を行うこととしました。

つきましては、貴団体の関係事業者に対して、下記事項につき周知方御協力をお願いいたします。

記

- 1 ウイルス性肝炎は、早期発見・早期治療が重要であることから、労働者に対して肝炎ウイルス検査（以下「検査」という。）の意義を周知するとともに、必要に応じ検査を受診するよう呼びかけること。
- 2 記の1の呼びかけに際しては、労働者に対し別添についても周知すること。
- 3 労働者が検査の受診を希望する場合には、受診機会拡大の観点からの特段の配慮を行うこと。
- 4 本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、プライバシー保護に十分配慮すること。

基発第0401029号
平成20年4月1日

社団法人全国労働衛生団体連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、肝炎対策については、「労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）」（平成14年6月21日付け基発第0621007号）及び「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について」（平成16年12月8日付け基発第1208005号、職発第1208005号）により依頼しているところです。

今般、ウイルス性肝炎対策について、平成20年度より新たにB型及びC型肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成が開始される予定であることから、これを契機として、肝炎の総合的な対策をより一層推進するため、肝炎ウイルスに感染した可能性のある方々に一日も早く検査・治療を受けていただくよう、改めて、労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等に関する周知を行うこととしました。

つきましては、貴連合会の会員機関並びに総合精度管理事業参加機関に対し、下記事項につき周知方御協力をお願いいたします。

記

- 1 ウイルス肝炎は、早期発見・早期治療が重要であることから、肝炎ウイルス検査（以下「検査」という。）の意義を事業者及び労働者に周知するとともに、労働者に対しては、必要に応じ検査を受診するよう呼びかけること。
- 2 記の1の呼びかけに際しては、労働者に対し別添についても周知すること。
- 3 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断の結果、肝炎ウイルス感染が疑われる場合には、当該労働者に対し、検査の意義を説明し、受診を促すこと。
- 4 本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、プライバシー保護に十分配慮すること。

基安労発第1225001号

平成20年12月25日

都道府県労働局労働基準部

労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長

(公 印 省 略)

労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について

肝炎対策については、「肝炎対策への協力について」（平成14年6月21日付け基発第0621007号）、「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について」（平成16年12月8日付け基発第1208002号、職発第1208002号）及び「労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について」（平成20年4月1日付け基発第0401026号）により通知しているところである。

今般、平成20年12月19日に厚生労働大臣より社団法人日本経済団体連合会会長宛に「ウイルス性肝炎に関する経済界への協力要請書」（別紙1）を手交したところであり、また、ウイルス性肝炎の総合的な対策をより一層推進するため、健康局疾病対策課において肝炎ウイルス検査等の周知に関するポスター（別添1）及びリーフレット（別添2）を新たに作成したところであり、別紙2のとおり、事業者団体の長、関係団体の長及び全国労働衛生団体連合会会長に対し、労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知の際にご活用頂くよう依頼したところである。

については、各局においても、上記を踏まえて、労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知においては、同資料をご活用頂くようお願いする。なお、同資料は、下記ホームページからダウンロードすることが可能である。

記

(厚生労働省健康局疾病対策課 肝炎対策推進室ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/index.html>

(ポスター)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/06.pdf>

(リーフレット)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/05.pdf>



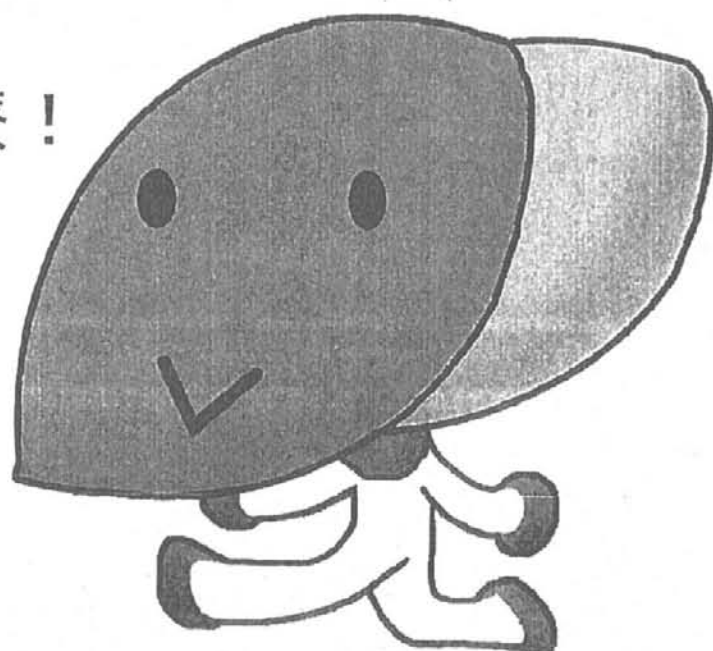
B型・C型肝炎の
インターフェロン治療に対する
医療費助成を行っています。

肝炎ウイルス検査
を受けたことが
ありますか？

早期発見、早期治療！

検査の実施日程や費用など、
詳しくはお住まいの都道府県に
お問い合わせください。

厚生労働省
協力：日本医師会



ウイルス性肝炎の検査について



Information
Examination
Medical Treatment
Enlightenment

あなたは、
肝炎ウイルス検査を受けたことがありますか？



・ はい ・ いいえ ・ わからない

「いいえ」、「わからない」を選んだ方は、
是非この機会に肝炎ウイルス検査
を受けましょう！



早期発見、早期治療！

～ウイルス性肝炎とは？～

ウイルス性肝炎とは、肝炎ウイルスに感染して肝臓の細胞が壊れていく病気です。この病気になると、徐々に肝臓の機能が失われていき、ついには肝硬変や肝がんに至ることもあります。B型及びC型肝炎ウイルスの患者・感染者は、合わせて300万人を超していると推定され、国内最大の感染症とも言われています。

～肝臓のニックネームは“沈黙の臓器”～

肝炎になっても、肝臓はなかなかSOSを出しません。「体がだるい」と気付くころには、かなりの重症になってしまっています。でも大丈夫。肝炎ウイルスは、**検査**で分かります！
肝炎ウイルスに感染していても、適切な健康管理・治療で、肝炎から肝硬変や肝がんが悪化するのを予防することが可能です。

*肝炎のほとんどは、肝炎ウイルスによって起こる「ウイルス性肝炎」です。

(お問い合わせ先)

- 厚生労働省健康局疾病対策課 肝炎対策推進室
TEL: 03-5253-1111 (月～金曜日、9時半～18時)
URL: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/index.html>
- ウイルス肝炎研究財団 (病気の相談)
TEL: 03-5689-8202 (月～金曜日、10時～16時)
URL: <http://www.vhfi.or.jp/08.consul/index.html>
Mail: vhfi@jeans.ocn.ne.jp

ウイルス性肝炎 Q & A



Q 1、検査を受けるには？

【どんな検査？】

肝炎ウイルスに感染しているかどうかは、採血検査で判断します。短時間で済み、また、数週間で検査結果をお知らせできます。

※感染後は3ヶ月ほどたたないと、陽性にならないこともあります。

【どこで受けられるの？】

検査を受診する機会は、以下のようなものがあります。

- ・ お住まいの市町村での健診
 - ・ お住まいの都道府県等の保健所での肝炎ウイルス検査
- ※実施日程や費用などは、それぞれの実施主体によって異なりますので、別途お問い合わせください。

Q 2、感染が分かったら？

肝炎ウイルスに感染していたとしても、肝臓の状態は人によってまちまちです。まずは、専門医に相談してみましょう。

<主な治療方法(インターフェロン治療)について>

- インターフェロンは、免疫系・炎症の調節等に作用して効果を発揮する薬剤で、ウイルス性肝炎を根治することができるものです。
- B型肝炎の場合は約3割、C型肝炎の場合は約5～9割の人が治療効果を期待できます。

※ 治療効果は、遺伝子型、ウイルス量などによって異なります。

Q 3、インターフェロン治療に対する

医療費助成制度とは？

国と都道府県では、肝炎の有力な治療法であるインターフェロン治療について、あなたの負担額を軽減する助成を行っています。助成の対象となるのはB型又はC型肝炎のインターフェロン治療です。

あなたの世帯の所得に応じて、月当たりの医療費を軽減します。

詳しくはお近くの保健所にお問い合わせください。

社団法人日本経済団体連合会会長 御手洗 富士夫 殿

ウイルス性肝炎に関する経済界への協力要請書

日頃から、肝炎対策の推進について格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国内最大の感染症と言われているウイルス性肝炎の早期発見、早期治療のためには、検査や治療を受けやすい環境の整備が重要です。特に、インターフェロン治療は、病気の根治が可能で大変有効な治療法ですが、一般的に、

- ・治療当初に二週間程度の入院が必要であること
- ・ほぼ毎週の通院が必要であること（約一年間）
- ・高熱や全身倦怠感、抑うつ等の強い副作用を伴うことが多いこと

等の特徴があり、早期の治療をためらう方がいらっしやいます。日頃、仕事に従事している労働者の皆さんが、治療を受けやすい環境を作るためには、事業者の方々の御協力が不可欠です。

つきましては、

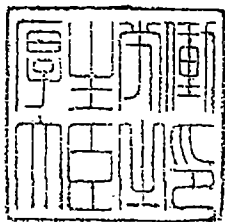
- 一、労働者に対して、肝炎ウイルス検査を受けることの意義を周知し、検査の受診を呼び掛けること。
- 一、インターフェロン治療のための入院・通院や副作用等で就労できない労働者に対して、休暇の付与等、特段の配慮をすること。

一、職場や採用選考時において、肝炎の患者・感染者が差別を受けることのないよう、正しい理解の普及を図ること。について貴会におかれましても深い御理解を賜りますとともに、会員団体・企業における取組を促していただきますよう、特段の御配慮を、お願い申し上げます。

平成二十年十二月一九日

厚生労働大臣

舛 添 要



別記事業者関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、肝炎対策については、「肝炎対策への協力について（要請）」（平成14年6月21日付け基発第0621007号）、「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について」（平成16年12月8日付け基発第1208003号、職発第1208003号）及び「労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）」（平成20年4月1日付け基発第0401027号）により協力を要請しているところです。

今般、ウイルス性肝炎の総合的な対策をより一層推進するため、健康局疾病対策課において肝炎ウイルス検査等の周知に関するポスター（別添1）及びリーフレット（別添2）を新たに作成いたしました。

つきましては、労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の際には、同資料をご活用頂きますようお願いいたします。なお、同資料は、下記ホームページからダウンロードすることが可能です。

記

（厚生労働省健康局疾病対策課 肝炎対策推進室ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/index.html>

（ポスター）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/06.pdf>

（リーフレット）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/05.pdf>

別記 事業者団体の長 名簿

社団法人日本経済団体連合会会長 殿
東京商工会議所会頭 殿
日本商工会議所会頭 殿
全国中小企業団体中央会会長 殿
全国銀行協会会長 殿
社団法人全国地方銀行協会会長 殿
社団法人信託協会会長 殿
社団法人生命保険協会会長 殿
社団法人日本証券業協会会長 殿
社団法人日本損害保険協会会長 殿
政府関係法人連絡協議会専務理事 殿
社団法人日本在外企業協会会長 殿
石油連盟会長 殿
石油化学工業協会会長 殿
石油業経営者懇談会会長 殿
日本麻紡績協会会長 殿
日本ゴム工業会会長 殿
社団法人日本化学工業協会会長 殿
日本ソーダ工業会会長 殿
日本化学繊維協会会長 殿
社団法人日本ガス協会会長 殿
日本鋳業協会会長 殿
財団法人石炭エネルギーセンター会長 殿
電気事業連合会会長 殿
電線工業経営者連盟理事 殿
社団法人電信電話工事協会会長 殿
社団法人日本機械工業連合会会長 殿
社団法人日本産業機械工業会会長 殿
日本自動車工業会会長 殿
社団法人日本ベアリング工業会会長 殿
日本伸銅協会会長 殿
日本紡績協会会長 殿
日本製糸協会会長 殿
日本羊毛紡績会会長 殿
社団法人日本石綿協会会長 殿

せんい強化セメント板協会会長 殿
社団法人日本船主協会会長 殿
社団法人日本造船工業会会長 殿
電機・電子・情報通信産業経営者連盟理事長 殿
社団法人日本民営鉄道協会会長 殿
社団法人日本民間放送連盟会長 殿
日本肥料アンモニア協会会長 殿
全国農業協同組合連合会会長 殿
社団法人大日本水産会会長 殿
日本醤油協会会長 殿
ビール酒造組合 御中
日本火薬工業会会長 殿
社団法人日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会会長 殿
社団法人日本中小型造船工業会会長 殿
社団法人全国火薬類保安協会会長 殿
社団法人日本洗浄技能開発協会理事長 殿
日本鉄道車輛工業会会長 殿
日本製紙連合会会長 殿
全国段ボール工業組合連合会理事長 殿
全日本紙製品工業組合会長 殿
全日本紙器ダンボール箱工業組合連合会会長 殿
社団法人全国建築コンクリートブロック工業会会長 殿
全国生コンクリート工業組合連合会会長 殿
社団法人日本金属プレス工業協会会長 殿
社団法人日本鍛造協会会長 殿
社団法人日本鉄鋼連盟会長 殿
社団法人セメント協会会長 殿
社団法人日本砕石協会会長 殿
社団法人日本砂利協会会長 殿
社団法人日本建設業団体連合会会長 殿
社団法人全国建設業協会会長 殿
社団法人全国中小建設業協会会長 殿
社団法人全国中小建築工事業団体連合会会長 殿
全国基礎工業協同組合連合会会長 殿
社団法人日本土木工業協会会長 殿
社団法人建築業協会会長 殿
社団法人日本道路建設業協会会長 殿

社団法人日本電力建設業協会会長 殿
社団法人日本鉄道建設業協会会長 殿
財団法人建設業振興基金 御中
社団法人日本埋立浚渫協会会長 殿
社団法人日本電設工業協会会長 殿
社団法人日本空調衛生工事業協会会長 殿
全国管工事業協同組合連合会会長 殿
社団法人日本塗装工業会会長 殿
社団法人日本左官業組合連合会会長 殿
社団法人日本葺工業連合会会長 殿
社団法人全国建設専門工事業団体連合会会長 殿
社団法人プレハブ建築協会会長 殿
社団法人プレストレストコンクリート建設業協会会長 殿
全国建設業協同組合連合会会長 殿
社団法人日本橋梁建設協会会長 殿
社団法人全国クレーン建設業協会会長 殿
社団法人日本造園建設業協会会長 殿
社団法人日本海洋開発建設協会会長 殿
社団法人日本建設大工工事業協会会長 殿
社団法人日本建設業経営協会会長 殿
社団法人日本建設躯体工事業団体連合会会長 殿
社団法人日本造園組合連合会会長 殿
社団法人全日本トラック協会会長 殿
社団法人日本港運協会会長 殿
社団法人全国乗用自動車連合会会長 殿
全国通運協会会長 殿
全国森林組合連合会会長 殿
全国素材生産業協同組合連合会会長 殿
全国木材組合連合会会長 殿
社団法人日本新聞協会会長 殿
日本百貨店協会会長 殿
日本チェーンストア協会会長 殿
日本生活協同組合連合会会長 殿
社団法人全国ビルメンテナンス協会会長 殿
社団法人全国都市清掃会議会長 殿
社団法人全国警備業協会会長 殿
社団法人日本ゴルフ場事業協会理事長 殿

社団法人日本鑄造協会会長 殿

基安労発第1225003号
平成20年12月25日

別記関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、肝炎対策については、「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について」（平成16年12月8日付け基発第1208003号、職発第1208003号）及び「労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）」（平成20年4月1日付け基発第0401028号）により協力を要請しているところです。

今般、ウイルス性肝炎の総合的な対策をより一層推進するため、健康局疾病対策課において肝炎ウイルス検査等の周知に関するポスター（別添1）及びリーフレット（別添2）を新たに作成いたしました。

つきましては、労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の際には、同資料をご活用頂きますようお願いいたします。なお、同資料は、下記ホームページからダウンロードすることが可能です。

記

（厚生労働省健康局疾病対策課 肝炎対策推進室ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/index.html>

（ポスター）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/pdf/06.pdf>

（リーフレット）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/pdf/05.pdf>

別記 関係団体の長 名簿

独立行政法人労働者健康福祉機構理事長 殿
独立行政法人雇用・能力開発機構理事長 殿
社団法人日本歯科医師会会長 殿
社団法人日本作業環境測定協会会長 殿
社団法人全国労働衛生団体連合会会長 殿
財団法人産業医学振興財団理事長 殿
学校法人産業医科大学理事長 殿
社団法人日本ボイラ協会会長 殿
社団法人日本クレーン協会会長 殿
社団法人日本化学物質安全・情報センター会長 殿
社団法人ボイラ・クレーン安全協会会長 殿
財団法人日本小型貫流ボイラー協会会長 殿
社団法人仮設工業会会長 殿
社団法人産業安全技術協会会長 殿
社団法人日本ボイラ整備据付協会会長 殿
財団法人安全衛生技術試験協会理事長 殿
社団法人建設荷役車両安全技術協会会長 殿
社団法人全国登録教習機関協会会長 殿
社団法人全国労働基準関係団体連合会会長 殿
社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会会長 殿
社団法人合板仮設安全技術協会会長 殿
財団法人全国安全会議議長 殿
社団法人全国建設業労災互助会理事長 殿
社団法人日本港湾福利厚生協会会長 殿
社団法人日本産業衛生学会理事長 殿
財団法人日本中小企業福祉事業財団理事長 殿
社団法人日本保安用品協会会長 殿
財団法人建設業福祉共済団理事長 殿
社団法人全国労働保険事務組合連合会会長 殿
全国社会保険労務士会連合会会長 殿
財団法人健康・体力づくり事業財団理事長
財団法人全日本交通安全協会会長 殿
財団法人日本消防協会会長 殿
独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 殿
財団法人あしたの日本を創る協会会長 殿

財団法人地方公務員安全衛生協会理事長 殿
社団法人日本産業カウンセラー協会会長 殿
財団法人21世紀職業財団会長 殿
財団法人港湾労働安定協会会長 殿
社団法人日本人材派遣協会会長 殿
財団法人高年齢者雇用開発協会会長 殿
首都高速道路株式会社社会長 殿
成田国際空港株式会社社会長 殿
独立行政法人都市再生機構理事長 殿
独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長 殿
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長 殿
東日本高速道路株式会社社会長 殿
中日本高速道路株式会社社会長 殿
西日本高速道路株式会社社会長 殿
阪神高速道路株式会社社会長 殿
本州四国連絡高速道路株式会社代表取締役社長 殿
独立行政法人水資源機構理事長 殿
独立行政法人緑資源機構理事長 殿
東京地下鉄株式会社社会長 殿
日本下水道事業団理事長 殿
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長 殿
中央職業能力開発協会会長 殿
全国市長会会長 殿
全国町村会会長 殿
日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長 殿
社団法人日本薬剤師会会長 殿

基安労発第1225004号
平成20年12月25日

社団法人 全国労働衛生団体連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、肝炎対策については、「労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）」（平成14年6月21日付け基発第0621007号）、「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について」（平成16年12月8日付け基発第1208005号、職発第1208005号）及び「労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）」（平成20年4月1日付け基発第0401029号）により協力を要請しているところです。

今般、ウイルス性肝炎の総合的な対策をより一層推進するため、健康局疾病対策課において肝炎ウイルス検査等の周知に関するポスター（別添1）及びリーフレット（別添2）を新たに作成いたしました。

つきましては、労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の際には、同資料をご活用頂きますようお願いいたします。なお、同資料は、下記ホームページからダウンロードすることが可能です。

記

（厚生労働省健康局疾病対策課 肝炎対策推進室ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/index.html>

（ポスター）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/pdf/06.pdf>

（リーフレット）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/pdf/05.pdf>